

平成24年度当初予算審査特別委員会会議録第2号

平成24年3月14日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長 鈴木春光君

副委員長 千葉伸孝君

委員 高橋兼次君

佐藤宣明君

阿部建君

山内昇一君

山内孝樹君

星喜美男君

菅原辰雄君

小山幸七君

大瀧りう子君

及川均君

三浦清人君

西條栄福君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

会計管理者
兼出納室長

佐藤秀一君

総務課長

佐藤徳憲君

復興企画課長

三浦清隆君

復興事業推進課長

及川明君

町民税務課長

阿部俊光君

保健福祉課長

最知明広君

環境対策課長

千葉晴敏君

産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所 町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院 事務長兼総務課長	横山 孝明 君
総務課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主管 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

委員 長	阿部 東夫 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員会部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局 長	佐藤 広志 君

選挙管理委員会部局

書記 長	佐藤 徳憲 君
------	---------

農業委員会部局

事務局 長	高橋 一清 君
-------	---------

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志

午前10時00分 開会

○委員長（鈴木春光君） 皆さん、おはようございます。

昨日の予算審査特別委員会におきまして、委員長に選任をいただきました鈴木でございます。何しろ不慣れなことから、委員皆様のご協力、ご指導よろしくお願いを申し上げます。

町長施政方針でも述べられたとおり、南三陸町に住んでよかった、そう思えるような再生を目指しまして、災害復旧費を初め当初予算総額を355億円と、これまでにない大規模予算となっております。委員皆様の活発なるご意見をご期待申し上げますとともに、慎重審議賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、あいさつといたしたいと思います。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

なお、教育長欠席につきまして、教育委員長が出席しております。

初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方についてご確認をいただきます。特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を行い、その後質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。質疑は、一般会計については歳入歳出別の款ごとに行い、そのほかの会計につきましては歳入歳出一括・収入支出一括で行いたいと思います。

ただし一般会計については、これまで初めに一括して各担当課長による細部説明をいただいた後に、歳入歳出別の款ごとに質疑を行ってまいりました。

しかし、今特別委員会では、初めに歳入歳出別に款ごとに区切って各担当課長による細部説明をいただきます。その後、款ごとに質疑を行い、質疑が終了した時点で次の款に移り、引き続き担当課長による細部説明と質疑を行いまして、これを繰り返しながら進めてまいりたいと思います。

さらに、一般会計の款ごとの区分は、既に配付しております平成24年度当初予算審査特別委員会審査予定表を参照いただきます。

このように進めることについて、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） ご異議なしと認めます。よって、そのようにとり進めることといたします。

ここで、教育総務課長より報告がありますので、お願いをいたしたいと思います。総務課

長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） おはようございます。

きょう、教育長欠席をしておりますけれども、昨日通勤途中で交通事故にあいまして、そのまま佐沼公立病院に検査入院をしております。ということで、本日出席いたしかねますので、お知らせをさせていただきます。

なお、今後につきましてはきょうの状況を見まして、また再度わかりましたらお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（鈴木春光君） それでは、議案第33号平成24年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

これより、歳入歳出に対する細部説明及び質疑に入ります。細部説明及び質疑は、歳入歳出別に款ごとに区切って行います。細部説明は、各担当課長からいたさせますが、特に指名いたしませんので、順次挙手の後説明をお願いしたいと思います。

なお、質疑に対しましては予算科目、ページ数をお示しの上、行っていただきたいと思います。

歳入に対する細部説明及び質疑に入ります。

初めに、1款町税、14ページ、15ページの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 町税に入ります前に、予算規模、それから予算書の第1表から第3表まで説明をさせていただきたいと思います。

2ページをお開きいただきたいと思います。

今回の予算規模でございますが355億円ということで、前年度は74億円でございますので、4.8倍というふうになります。この355億円ですが、通常分と震災関連分に大まかに分けさせていただきました。その結果、通常分として65億5,000万円、震災関連分が289億5,000万円、こういった予算の主な区分となります。

それから、第4条の一時金の借入額、従来は5億円でしたが、予算規模の増大に伴いまして工事の前払い等一時的な資金需用があるということで、20億円に設定をさせていただいております。

それから、3ページ、4ページ、5ページでございますが、歳入の款別の構成比でございますけれども、当然通常とは全く比率が異なりますが、参考までに今年度の款別構成比を申し上げさせていただきたいと思います。町税につきましては1.4%、2款地方譲与税は0.2%、3款の利子割交付金から5款の株式譲渡所得割交付金は0.0%、6款の地方消費税交付金は0.4%、

7款の自動車取得税交付金は0.1%、8款の地方特例交付金0.0%、9款の地方交付税21.7%、10款の交通安全対策特別交付金は0.0%、11款の分担金及び負担金は0.1%、12款の使用料及び手数料は0.1%、13款の国庫支出金49.0%、14款の県支出金10.7%、15款の財産収入0.1%、16款の寄附金0.3%、17款の繰入金12.9%、18款の繰越金0.9%、19款の諸収入0.6%、20款の町債1.5%、こういった構成比になります。

それでは、9ページ、10ページでございますけれども、第2表の債務負担行為でございます。上段の排水設備等整備資金あっせん事業でございますが、従来もございました汲み取りトイレを水洗便所に改良しようとする場合にその融資に相当する額を助成する、こういった内容でございます。

それから、東日本大震災農業経営安定資金利子補給でございますが、今回の東日本大震災により被害を受けた農業者が、規模拡大等を図ることを目的とした資金をお借りした場合に、利子補給金を交付するものでございます。貸付限度額が3,000万円でございます。これに係る貸付金利1.975%でございますが、そのうちJAで0.738%、町が0.737%を利子補給をいたしまして、末端の金利は0.5%でございます。

それから、中小企業振興資金の損失補償でございますが、あっせん事業に基づきまして債務保証を行っているわけでございますが、保証協会が損失した場合にその損失を補償するという事で、最高限度額が700万円ということでございます。

それから、災害公営住宅の建設事業でございますけれども、今回の災害公営住宅を建設するに当たりまして、独立行政法人都市再生機構に建設業務を委託し、完成後に町が買い取る方式を採用するものでございます。この建設につきましては、150戸を見込んでございまして、1戸2,000万円の30億円、その他設計費、造成費を含みまして35億2,300万円、債務負担行為を設定するものでございます。

第3表の地方債でございますが、災害援護資金貸付事業でございますけれども、今回60件の貸付枠を予算してございます。いろいろ全壊・半壊によりまして限度額は違うんですが、家屋の滅失が350万円、全壊が250万円、そういった区分になってございまして、60件分予算措置をしてございます。

それから臨時財政対策債、本年につきましては3億1,000万円臨時財政対策債として起債借入を予定してございます。

以上、第1表から第3表までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） それでは、第1款町税についてご説明をさせていただきます。

12ページ、事項別明細書の方をごらんいただきたいんですが、上段1款町税、本年度予算額4億8,754万2,000円、前年と比較をいたしまして予算ベースですと7億6,500万円余りの減額、率にしますと61%減ということでございます。この内容につきまして、14ページ、15ページ、見開きで説明をさせていただきます。

1款1項町民税でございますが、個人町民税、法人町民税合わせまして、今年度1億5,000万1,000円、1,000円は滞繰分でございますが、町民税ば1億5,000万円ということでございまして、比較2億9,395万円という減額でございます。率からしますと、33.8%まで落ち込んだということでございます。

内容につきましては、震災が要因になっているわけでございますが、若干個人町民税の減免分につきましてですが、現在申告をやってございます。したがって、この申告が終わりまして個人の所得が確定をいたしませんと、いずれこの個人町民税の予算の把握というのができません。現在は、均等割の分とそれから減免にならない方々の所得割、これを約90%くらいを見込んで今回1億3,800万円の予算の見積もりとさせていただいたということでございます。

それから法人ですが、800万円ということでございますが、ご案内のとおり約7割くらいの事業所が流出をしたということでございますので、ここから上がる法人税というのは恐らく県外に本店などを持つ事業所の部分といったことになろうかと思えます。それから、一部震災初年度であっても企業の経済活動が継続されていた法人もございますので、いずれ各企業ごとの決算が上がった時点で随時この予算の部分がふえていくのだろうというふうに思われます。

2項の固定資産税でございますが、本年2億5,674万1,000円の予算でございます。前年と比較いたしまして38.3%、金額がマイナスの4億1,271万5,000円。これも、震災の影響によりまして、土地、家屋、それから償却資産、この三つの構成要素につきまして課税客体がなくなってしまったわけでございますので、必然的にこのような大幅な減となるものでございます。

町民税と固定資産税、通常ですとこれを二つ合わせますと11億円くらいの基幹の税目になるんですけれども、今回二つ合わせても4億円くらいの現段階での予算見積もりでございますが、いずれ今後の補正において増あるいは減の補正対応ということになろうかと思えます。

3項軽自動車税でございますが、本年2,350万円、率で65.8%、金額でマイナス1,220万円の減となります。要因は、震災によって自動車が流出をいたしました。被災のあった自動車の数ですが、3,045台でございます。この3,000台分の自動車税につきましては、3年間課税するこ

とができない、課税免除ということになりますので、約この部分について25年度までこれくらいの減額が続くということでございます。

4項たばこ税でございますが、5,200万円予算を措置させていただきます。前年と比べますと53%、金額でマイナス4,600万円。根拠でございますが、23年度分のたばこの販売本数約90万本出てございます。これの金額が大体4,000万円くらい23年度決算で見込まれるのではないかとというふうに試算してございますので、大体この4,000万円に3割くらい掛けて、プラス1,200万円の上積みを見た5,200万円の見積もりといたしました。

最後5款の入湯税でございますが、当初ホテル観洋さんが被災者の受け入れということで600人くらい最大受け入れていただきましたが、昨年の秋ころから入込客が回復をいたしております。今回530万円の予算とさせていただきました根拠ですが、宿泊につきましては月平均1万人くらいまでに回復をしてございます。これで、1年間480万円くらいの入湯税を見込めるのではないかと。それから日帰りの部分ですが、これはやはりボランティアさん、あるいはこちらに応援に来ている各会社の方々が利用されていることなどもあって、月平均にしますと2,200人くらいになってございます。これが12カ月続いたといたしますと、50万円くらい日帰りで見込めるだろうと。二つ合わせて530万円の予算見積もりとさせていただきました。

以上、1款町税の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（鈴木春光君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、1款町税の質疑に入ります。聞きたいことがありましたら、挙手をいたしましてお願いをいたしたいと思っております。10番。

○大瀧りう子委員 町として、自主財源である町税、本当に大きく落ち込んで大変な状況になっているなということを、今実感しております。

お聞きしたいのは、先ほど課長の説明では町税の個人税の出し方ということで、被災のない人と均等割で出したと、そういうお話しでしたよね。均等割については、どこを基準にして均等割を出しているのかということをおっしゃって1点お願いしたいと思います。

それから固定資産税なんですが、これも非常に大変な被害をこうむっていますので、課税の対象は流出の部分の家屋・土地はもちろん課税されていないと思うんですが、その辺もう一度確認したいと思います。それで、どういう部分に課税されたのか、もう一度お願いいたします。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 1点目の町民税均等割でございますが、所得で28万円が均等割

の課税のラインでございます。28万円を下回れば、均等割もかかりません。それを上回れば、均等割がかかるということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから固定資産につきましてですが、今回の課税対象にしておりますのは基本的には震災で浸水をしなかった土地、それからその土地に建っている家屋という部分につきましては、平成24年度も課税免除とするという総務省通知が出ておりますので、その部分につきましては免除となります。入谷地区ですとか歌津の石泉地区とか、震災のなかった地区に対する課税を継続するという部分でございます。

○委員長（鈴木春光君） 10番。

○大瀧りう子委員 町税の均等割、これは前年度の28万円ですか。前年度の所得に対する均等割なんですか。その辺、ちょっとよく理解していなかったのもう一度お願いしたいなと思います。

それから固定資産税なんですが、そうしますと全く流出した浸水域、半壊でも浸水しているところに対しては課税しないと、そういうふうを受けていいんですか。全く被害のない人たちを対象にして課税したと、そういうふう理解していいんでしょうか。ちょっと半壊とか全壊とかいろいろありますので、その辺の具体的な課税の方法を教えてくださいなと思います。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 1点目の28万円のラインですけれども、去年の所得というものを参考になりますので、そのお見込みのとおりでよろしいかと思います。

それから、固定資産税の区域の部分でございますが、全壊とか半壊とかという被害の認定の割合ではなくて、あくまで海水が及んだかどうかというところで、うちの方では浸水区域を決めております。地図上にメッシュで下ろしまして、相当大きくエリアを取ってございます。極点に言いますれば、庭先に海水が及んだ、そういう地区であっても課税免除にするというようなことで、担当には大きく取るようにという指示をしております。ですから、半壊とか一部損壊という被害認定区分ではなくて、あくまで津波が及んだ区域というふうにご理解をいただきたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 10番、大瀧委員。

○大瀧りう子委員 わかりました。

ただ、固定資産税が本当に皆さん町民の方も知りたい部分じゃないかなと思ったんで今聞いたんですが、そうしますとそういう半壊・全壊じゃなくて浸水が表面的に、そういうところで課税していると。だから、全く被害のなかったところが課税対象だと、そういうことでよろし

いんですか。わかりました。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。3番佐藤委員。

○佐藤宣明委員 軽自動車税、14ページでございますが、関連でご質問申し上げます。

現在普通車もそうですが、流出・損壊した車両が方々に集積されておるという状況でございます。それで、今3,045台ですか、軽自動車は。3年間課税免除さされるということで、まず一つはその課税免除3年間されますが、いわゆる廃車手続、そういうものはどうなるのか。それから関連でございますけれども、現在集積されている損壊車両というものは、最終的にどういうふうな処分、町民税務課長担当かどうかわかりませんが、関連でその辺教えてください。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） それでは、2点のうち1点の廃車の関係でございますけれども、廃車の手続につきましては基本的に個人の方が陸運局、あるいは軽自動車協会の方に行ってやっていただくと。ただ、ご本人様から「津波で車が流されました」という申し出を役場の方に言っていただかないと、廃車の手続をずっとしないままいますと、役場の方ではコンピューターはその車はずっとあるんだなというふうに解釈をして、4月になると自動的に納税切符をつくってしまうということになりますので、まずは役場の方に来て、コンピューターの台帳から車を除外しましょうと。そして、車のいわば住民票ですね、それについては仙台の方に行って個人さんがやっていただく、あるいは車屋さんに頼んでやってくださいというような内容でございます。

それから、集積されている車の部分につきましては、建設課長の方から答弁お願いします。

○委員長（鈴木春光君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 今現在、集積場所4カ所で集積してございまして、これは県の方に依頼をしているところでございます。それで、それぞれ集積してあるものについては、ナンバーで確認できるもの、それからあと車体番号で確認できるもの、そういったことについてはすべて県の方でそういう所有者に一度通知を出してございます。それで、あと所有者がその時点で確認して、そのまま処分をしていいという方もおられますし、またなかなか連絡がとれないという方も当然いるわけでございまして、それは一定期間経過した後に法的に処理をするという形になるんですけれども、この処理につきましては一応県の方で入札にかけて、自動車の処理をするということです。

ただ、廃車等の手続についてはあくまでも運輸局に対して個人が行うと、こういうふうな形

になります。

○委員長（鈴木春光君） 3 番佐藤委員。

○佐藤宣明委員 ただいま町民税務課長の説明でわかったんですが、そういう周知というのは私もよく確認していませんが、広報か何かでそういう流れというのは周知しておるのでしょうか。いわゆる、いまだに届けを出していない、手続をしていない方も恐らくあろうかと思しますので、その辺の周知を今後広報等を通じてやっていただきたい。

それから、集積といういわゆるがれき車というかの処理でございますが、エンジン番号等で確認して県から通知というものは、現在発行されておるんですか。例えば、私なんかまだ何もそういう告知というものはないんですけれども、どこにあるかはもう実際わからないんですけれどもね。そういう措置がすべてなされておるのかどうか、ちょっと今疑問を感じました。その辺、2点。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 周知の関係でございますけれども、広報、それからパンフレットで出させていただいております。それから、陸運局や軽自動車協会の方でもさまざまな形で啓発をしております。昨年から、県税事務所も町民税務課内にスペースを取って、普通自動車の関係についても一緒にPRをしたり、それから台帳の登録の関係をやってございます。実は、件数が余りにも多いということで、県の職員の方に軽自動車のいろいろな相談、あるいは台帳からの登録の手続なども一緒にやってもらっていた経緯がございます。4月から、上の仮庁舎で業務が始まるんですけれども、その中にまた県税事務所の1室、部屋ではないんですけれども1コーナーを取りまして、当分の間軽自動車と普通自動車を一緒になって業務サービスをしようということで、今検討しております。

○委員長（鈴木春光君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 集積場所に搬入したものについて通知を差し上げているようでございますので、まだ搬入されない車両がまだございます。これは入札に付して処理をするんですけれども、まだちょっとその処理が集積場所で県の方で処理されていない部分がございますので、その集積場所で処理されれば新しいそういうふうな車両といいますか、そういう廃車の車両をまた持ってきて、県の方で確認をして所有者に通知をするという形になっております。

○委員長（鈴木春光君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 そうすると、いまだ通知のない方は集積場所にまだ集まっていないという形になるんですかね。私の車はまだ見つかってないということですね、軽と普通車があったわけで

ございますが、そういうことなんですね。了解しました。

○委員長（鈴木春光君） 次に、14番三浦委員。

○三浦清人委員 議事進行、特別委員会の場合は、何番というのは要らないんでないか。三浦委員なら三浦委員でいいんじゃないですかね。そのようにお願いします。あくまでも本会議の中での番号ですから。

○委員長（鈴木春光君） はい。三浦委員。

○三浦清人委員 それでは、まずは固定資産税ですけども、先般、あそこは地区は細浦地区から山林をいただきましたね、無償で。東北緑化株式会社さんから、大変ありがたい寄附をしていただいたわけでありますが、せっかくいただいたその山林なんです、高台防集の防災集団移転の高台の候補地といいますか、そういうまだ全然計画がなされていないというふうなお話しですけども、私はてっきりそういった震災にかかわる土地利用ということでご寄附をいただいたのかなと思っておったんですが、全くその場所には計画というのはなされていないということなんで、非常にながかりしているわけなんですね。むしろ、もらわないで固定資産税を徴収した方が、町の利益にはなったのではないかということをお願いわけなんですけどもね。大体80町歩、面積ですと22万円くらいになるんですかね、正式にはちょっとわかりませんが。大体そのくらいの金額が年間入ってくるんじゃないかなと思うんですよ。使い物にならないものもらって、税金も減ってくる、使い物にもならないということになりますと、町にとっては大変な損失ではないかな。面積がふえれば、地方交付税、山林が入るのかどうかちょっとわかりませんが、地方交付税の中に。その辺でどういふふうなお考えなのか。できるだけ、もしその山林を使うのであれば、いただいた効果というものをあらわさなければ意味がないわけですから、その辺の考え方はいかがでしょうか。

それから入湯税ですが、課長のお話しですと1泊の宿泊の方が1カ月に今1万人くらいいると。それから、日帰りでも2,000人以上になるという話しでありました。この金額ですが、条例では1泊した方には入湯税150円をいただくという話でしたけれども、特例というか当分の間ということでなかなか交渉が難しいと。特別徴収義務者である当該ホテルから「なかなか150円では折り合いがつかないから」ということで、何十回も交渉した結果「40円くらいであればいいだろう」ということで、1人150円を40円にして、そこで今日までやってきたわけがあります。

それで、今我が町に震災後いろいろな方々がお出でになっております。その方々のお話を聞きますと、「何かこの町のためにお手伝いすることはないか」と、「何かの形でお手伝いをし

たい」と、それはいろいろと労働力もあるでしょうし、物というものもあるでしょうし、お金というものもあるわけです。お話を聞きますと「幾らでも、この町の復興のためには、多少の金額は出しても構いませんよ」というご意見は、いっぱい聞きました。ですから、お出でになった方々に、本当は必要ではないけれども、復興のためにということでいろいろなものをお買い上げをいただきながら、そして帰っていただいているのが現実になっているところでありませぬ。

そういった中で、この今徴収しております40円というものを、この時期ですからこそやはり150円、あるいはもっと300円といってもお出でになっている方々、喜んで復興のためだということでお出しになると私は思います。ただその300円ということは、条例は150円ですから、300円というのはずっとやるわけではないんです。例えば復興するまでの間3年、あるいは5年間をそういった期間を決めて、ひとつ300円に入湯税をしていただけないかという交渉を、当該徴収義務者でありますホテルの方に掛け合いといいますか申し入れといいますか交渉といいますか、その辺の考えは持たないのかどうか。これは、私は言葉は当てはまらないかもしれませんが、いいチャンスだと思うんです。今まではなかなか150円までいかないで、40円ということで町も納得してやってきたわけですから。しかし、この震災後復興のためにはぜひ税収というものが必要なわけでありませぬから、この際やっぱり300円くらいで交渉してはいかがでしょうかということでありませぬが、その辺のお考えがあるのかどうか、副町長ですな。

これは、なかなか町長は難しいんですよ。これは、町長が交渉してけろって言ったって、今までも何年も私言ってきたんですよ、合併後。行かないんですよから、なかなか。行けないんですよ立場上、商売やっていますから。商売、印刷業者ということで、当該ホテルとかいろいろ関係あるでしょう、仕事の関係。だから、言えないんですよから、そのために副町長、あなたがいるんですよ。町長がやりづらいことを、できないことを、何のためにあなたがいるんですか。いっそ、悪いことばかりあなたのところを引き出すのは悪いけれども、そのためにばかりいるというんじゃないということもわかりますけれどもね。町長がやりづらいことは、副町長がやるということも職責の一つでありますので、その辺の考え方をお聞かせください。

○委員長（鈴木春光君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、まず1点目の震災復興に資する目的で山林のご寄附をいただいたということで、私の方でも当然細浦地区にその旨をお話しして、候補地としてそういった部分を活用できるよという情報提供はさせていただいております。ただ、まだ細浦地区としてもあの一帯の方々にはお示ししているんですが、まだ具体にあそこも含め、どこ

という部分でまだ地域で協議中というところがございます、なお目的に資すれば町としてもありがたいのかなというふうには考えております。

○委員長（鈴木春光君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今お話しをいただきましたけれども、今回今なおいろいろな団体、個人であれ会社であれ、あるいはNPO、NGO、さまざまな先から「どうのご支援ができますか」といういろいろなお話をいただいております。大変ありがたい話だなというふうに思っております。

それで、入湯税の関係でございますけれども、三浦委員もお考えのとおり、本来の税の部分がある当面の間現在の額に抑えているという部分の背景なり経過についてはご案内のとおりでございます、改めて申し上げますけれども施設内の一部について入湯税に係る温泉水を引き込んでいると、全館ということでないということから、そういった施設整備が終わるまで当面の間は現在の金額に据置きせざるを得ないというような状況でございます。その辺についてはご案内のとおり、残念ながら環境は現時点では変わってございません。

それで、確かに三浦委員おっしゃるような一つの支援のあり方としてそういった部分の支援も可能じゃないかというご提案、ご提言については、そういうような支援についての考え方もあるのかなというように思いながら今お話しを聞かせていただいております、現在いろいろところから冒頭申し上げましたように支援があるんですけれども、今町の方で今後町への支援、今後もいろいろな形で物心両面からご支援を引き続きお願いをしたいといいながらも、とにかく町の方へお出でいただいて経済的な部分での消費をしていただきたい。そのことが大きな支援になるのではというようなお話しもしてございますので、そういった中でいろいろな支援を今後も受けていきたいということでございます。

そのご指摘なりお話しの方については、そもそも引き下げていた部分の根拠というか、そういうものは先ほど申し上げたとおりでございますので、今この災害支援という部分との兼ね合いの中でお話しを申し上げることについては、これまでの経過からすればちょっとどうなのかなというように思いをしながら、反面そういうような考え方も一つの支援としてのお話しもあるのかなというようにお話しを聞かせていただいております。なかなか、具体的にちょっと復興の部分をもって当該特別徴収義務者の方とお話しをする、交渉する予定はないかというようなお話しについては、すぐさまそういうお話しをもっていくということについては、あえて私ご指名でございましたのでお話ししますが、私の立場としては現時点では消極的に考えざるを得ないというように思いでございます。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 まず、最初のいただいた山林ですけれども、せっかく復興のためにという思いで会社をご寄附をしていただいたということだと思いますので、早くできれば利用できるような計画を立てていただきたいというふうに思います。せっかくいただいたのに、使わないで何年もまたずっとそのままということになりますと、ですからそうなりますとむしろいただかないで年間の固定資産税をいただいた方が町の収入にはなるのではないかというような質問であります。できるだけ早めにその土地を使った計画を立てていただきたいというふうに思います。

それから、私は町長に質問したって町長はなかなか難しいだろうなということで、副町長というご指名をさせていただいたんですが、そうですね。町長に対する副町長ですから、同じなんですよ、考え方というのはね。そういう答弁をするのは当然かと思います。言いづらいか消極的というのではなく、町の収入という面から考えて私は今こういう入湯税という感じで今質問しているわけなんですけどね。いかに入湯税を多くいただくかということの考え方を持っていないのかということなんです。税といいますのは、いただけるところからはいただく。いただけないところというか法人・個人ありますけれども、取りたくてもいただけないということもあるんですからね。

けれども、この震災もよく考えてみた場合、この款・項・目を見た場合、取れるのは、これから伸びるのは、いただくことができるのは入湯税なんです。土地保有税もちゃらになってしまいましたのでね、ゴルフ場跡地、八千何ぼでした、あれは町の損失ですよ。今さら取れないんですから、あの土地について。だから、ここに掲げてある中にはもう可能性としてたばこ税なんか「吸え、吸え」と言ったってなかなか吸わないんだから、そうでしょう。できれば、全員の方に買っていただこうと、吸わなくても。吸わなくても買っていただければ、町税が上がるんですよ。「私、吸わないから、買わない」なんていうのではなく、吸わなくても買っていただくというような方向性にもっていった方がいいんですよ、町税をふやすためにはね。健康のためには吸わなくていいんですから。ただ、買っていただきたい、たばこ税は、たばこは。

その入湯税に戻りますが、副町長、この際だからこの話ができるんじゃないかという話なのさ。今震災復興に向けての町税が減収している中で、どうかこの際入湯税、本来の決まりである150円になってほしい、できませんかという話まではできないですか、50歩下がって。私、300円って言ったんですけれども。要は、経済的な効果を、来た方々に物を買ってもらう

とか、そういうことを望む。しかし、お出でになっている方々、これからのお客さんっていうのはボランティアとかあるいは支援する団体以外に、観光客もふえると思うんです。今でも徐々にふえています。どのような震災にあわれたのか、それを一度見てみたいといった方々が、どんどんふえてくるわけです。ですから、この惨事を見て「この町は大変だ。何か自分たちでお手伝いすること、ご支援することはないか。物も買いましょう、しかしながらじゃあ入湯税、150円あるいは300円、これは仕方ない」私は喜んで出すと思うんですよ。来たお客さん方はですよ。

ですから、その特別徴収義務者であります当該ホテルの方に、「どうか150円に、あるいは300円に上げていただけてくれませんか」という交渉はできないかという話なんです。それを何ですか、消極的というのは。町のためにやってください。だれのための副町長ですか。それは町長の補佐役ですから、「町長の補佐役」ですからね。個人の補佐役じゃありませんからね。だから、私はあえてあなたに質問しているんですよ。言っている意味わかると思いますよ、私が何を言わんとしているのか。そこを言っているわけです、どうですか。

○委員長（鈴木春光君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） お話しの趣旨は重々理解をしておるつもりであります。確かにご指摘のように、各種町税、各税目短期間の中で震災前の形に戻せるということについては、昨日も総括の中でお話しがあったとおりでございます、大変厳しい状況だという、そういった中で、入湯税の税収を上げる工夫、そういった考え方をすべきだろうというご指摘でございます。

先ほど申し上げましたように、考え方としてはそういうような発想の転換といえますか、そういうような考え方については私も一定の理解はしているつもりでございますけれども、いわゆる震災だからということじゃなくて、そもそもこの現在の税額に抑えざるを得なかったそういった背景・経過、そういったものもあるということでございますので、それと今回の震災でいかに税収を上げる一つの考え方としてこの入湯税の関係について検討するかということについては、なかなか大変難しいかなというように思うんですけれども、交渉というよりもそういうお話しが当然こういう議会という場の中であったわけでございますので、当該徴収義務者の方にそういうようなご提言もあるというようなことも伝えながら、双方検討はすべきだと。ここだけの話でということではございませんで、そういう一定の作業はさせていただきたいとは思いますが、町として主体的に、これまでの経過からすれば「こうだ」ということには大変難しいものかなということで、積極的にはなかなか考えづらいというお話しをしたんで

すけれども、お話ししてみたいというように思っております。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 震災前の当該ホテルの設備、震災後どこが変わったわけではないんです。わかっているんです。その40円を決めたときに、今後湯量がふえた、いろいろ全館にお湯をひき渡ったときにまた検討しましょうと、その内容はわかっているんですね。私が言っているのは、この震災があつて、お客さんがいっぱい入ってくる、そのお客さんの気持ちというのは先ほど何度も言ったように、この震災のために何かお手伝いすることはないかと、その中で支援をしたいという気持ちの人が結構いるわけです、私も聞いていますからね。だから、物を買っていただくのも一つの協力でもありますけれども、そこで生まれてくるのが入湯税40円、それを300円に上げたところで、そのお客さんたちは文句一つ言わないだろうと、喜んで出すだろうということを言っているんです。

その面では、当該ホテルの方にそういう面で、だから先ほども言ったようにそれをずっと何年もやるんじゃなく復興するまでの期間、先ほど言ったように3年か5年という期間を決めて、その一時期だけでも40円を300円にしてほしい、あるいは150円にしてほしいという交渉くらいはできるでしょうという話なんです。それを消極的とか町から積極的にできないとかって話になると、私だれに質問しているんですか、話ししているんですか。町のトップと2番目に言っているんですよ、この財政を預かる責任者の。そこらのおんちゃんなんかには語っているじゃないですよ、何を聞いているんですか。田んぼで稼いでいるおんちゃんに語っているようなもんだっちゃ、あんたの話は。責任者だから言っているんですよ、議員として、町民のために。そうでしょう、そこをよく考えてください。とにかく税収を上げることが大事だと、町民のために、町を復興させる意味でも。それを、まずもって一番に考えてくださいよ。そうすれば、素直に「ああ、いいこと語ってけた。あした早速行って、社長さ言って交渉してみっぺ」。ところが余計なこと考えるから、「言ったってなかなかいい返事もらえないんでないか」とか、「いろいろなところさ影響及ぼすんでないか」とか、そんなこと考えるから、消極的とか積極的でないとかという話になるんじゃないですか。副町長、喜んで「ああ、あした行ってきます」、これくらいの気構えがないとちょっとね、果たしてと思いますよ。そういうことなんです。終わります。

○委員長（鈴木春光君） 次に、高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 休んだ方がいいんでないかって声があるから、手短かにいきたいと思います。

固定資産税について、固定資産が流出したというようなところもあるわけです。固定資産が

流出したと言われると、何か違和感を感じるんだけれどもね。それじゃ、固定でないんでないかというふうな感じもあるんだけれども。そういうその部分については、ここの取り扱いはどうなっているのか。いわゆる土地が流されてなくなって、海の中にあるわけです。こういうものについて、当然今は課税はされていないと思いますが、こういうものについての今後の取り扱いというのはどう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 先ほどの説明の中で、固定資産の流出というようなことではございません。課税する客体がなくなってしまったと、震災による流出で建物などの課税客体がなくなってしまったということでございます。

それから、浸水区域の土地に対する課税、今後の取り扱いについてはどうなのかということでございますが、さしずめ24年度につきましては先ほど申し上げましたように、課税免除ということになります。

それから、土地の買い上げなどにはまだ具体化しておりませんが、現段階ではまだ24年度以降の分について総務省では見解を出しておりませんが、私の予想なんですけれども、当分課税免除になるのではないかなと、あるいはなっしてほしいなという期待を込めた考え方をさせていただきます。

一方では、徐々に土地の復旧といいますか復活といいますか、本来の土地の使い方がよみがえってきている場所もあることは確かです。したがって、そういった復活具合に応じて、現在の総務省の通達では一気に丸々10分の10課税復活は厳しいだろうから、この状況を見極めながら2分の1課税をしてもよろしいですよというような解釈はしているんですけれども、しからばその2分の1の判断というのは何を根拠にするのかということになりますと、いつも通り市町村の判断にお任せするというふうにさじを投げられるわけでございますので、そこは新年度になりましたらば、私が考えているのは気仙沼から東松島あたりまでの3市2町くらいで、今後同じ考え方でいこうと。課税の主体というのは市町村長にあるわけなんですけれども、津波で被害を受けたという事実はどこの町も同じですので、そういう土地に対する課税の基本的な考え方を足並みをそろえようというようなことで話し合いをする考えではあります。

ただ、これもほかの市町村さんの都合があることでございますので、そのときになってみないとわかりませんが、当分の間は課税は免除されさるだろうと。それから、その土地の利活用・復活の状況に応じて、徐々に課税がなされていくというような方向でご理解をいただきたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 免除、当分の間。当分の間というのは何年くらいになるのかわからないんだけど、現段階で復元するんだらうというような期待を込めてあるんだけど、ただその状況でいくといつになるのかわからないというようなことも見えているわけなんです。それを、課税しなければ余り問題もないかとは思うんだけど、台帳から外すのか外さないのかというようなことなんですよ、今後の対応をどうするかというのは。例えば10年以内に復元するとかっていうようなはっきりしたものであれば、それはそのまま置いても構わないのかなと。ただ、課税対象外にしておいて問題はないと思うんだけど、ただそれがはっきりした先が見えない中で、何と言いますか、籍と言いますかそういうものをそのまましておくのかおかないのかというふうなことを、聞かせていただきたいなと思います。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 一言で言いますと、課税対象にしないという方向になろうかと思えます。ただ、課税対象にしないから固定資産台帳から外すかあるいは載せるかという部分につきましては、今後の復興事業等の関連も出てまいりますので、丸々課税台帳から外すということになりますと、以後の事務に支障が出る恐れもありますので、台帳上は残しておくんですけどもこの物件につきましては何かフラグを立てて、これは課税をしない、非課税物件ですよというような管理をしていくのが妥当かなというふうに思っています。

○委員長（鈴木春光君） いいですか。

それでは、ここで休憩をいたしたいと思います。再開は11時20分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（鈴木春光君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部委員。

○阿部 建委員 休みが長過ぎるので、せっかく質問しようと思っても忘れてしまいます。

歳入1款1項の町税、非常に大事な町税であります。それで、いまだかつて前例のない大震災によるその中の歳入予算が、町税計上されているわけですけども、そこで二、三点簡単にお伺いをしたいと思います。

町税の1項、個人の分ではありますが、この主なる原因は何であるのかですね。余り固定資産税と違ってこんなに減収になるのかなと見ているんですけどもね。失業者が多く出たのか、

どのようなものが主な原因で2億6,200万円に大体なるんですか、7割近い減収ですね。それから、法人は大体こんなものかなと、7割くらいの減ということですから、1項についてはどうなのか。

それから2項の固定資産税、先ほども同僚委員が質問したようですけれども、今回の大災害によって土地家屋とんでもない被害が出た。それで土地の分が浸水地、その分の減が合計で幾らくらいになっているのか。それから、家屋の分が幾らくらいなんだろうと、そういうふうにありますね。その辺の内容について伺いをしたいと思います。

それからたばこ税が4項ですね、説明をさっきいたしたようですけれども、ちょっと聞き漏らした点もありますので、もう一度たばこ税が今後は上がるような政府の方針でもありますから、それらがどのようになっているのか。随分4,600万円という減ですけれども、それがたばこを吸わない人が多くなったんですね、たばこの値段が下がっているわけじゃないわけですし、災害のためにたばこを吸わなくなった人がいたのかなと、そんな感じがするんですが、その3点について伺います。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 1点目、個人町民税の減収2億6,200万円余り、この原因はというお尋ねでございます。大きく分けますと、まず死亡あるいは行方不明による人的被害の分でございます。それから、現在申告大変2時間、3時間待ちで大変ご迷惑をおかけしておりますが、この中で一番大きいのが雑損控除という生活用の自宅あるいは家財、車、それが流出したことによって所得が大きく目減りをするということでございます。多い方ですと数千万円、少ない方でも何百万円という損失を、2年、3年というふうに繰り越すわけでございますので、そういった控除が当分続くということで、所得の落ち込みと。それから、震災、被災には直接あっていないんですけれども、地震で勤めていた会社が津波で流出したために職場を失ったと、そういう方々の収入の減による、そういったものを見込んでの内容でございます。

それから、固定資産税4億1,000万円ほどの減収ということございまして、この内訳はということでございますが、きりのいい数字でご説明させていただきますれば、土地につきましてはおよそ1億2,000万円、今まで土地から上がっていた税金のうち1億2,000万円減するというふうにお考えをいただきたいと思います。それから、家屋につきましては2億6,000万円くらいの減収になります。

それからたばこ税につきましては、再度説明をさせていただきますが、今回の予算では若干少なく見積もりをとらせていただきました。23年度の販売の状況を見ますと、90万本くらいで

はないかという推測でございます。これに税率を掛けていきますと、おおむね4,000万円くらいの税収の見込みがありますので、24年度につきましてはそれに3割増くらいというような期待値で、5,300万円とさせていただきます。あくまでこれは推測でございますので、今後たばこ販売店の復活状況といったもので当然上昇することが見込まれますので、随時補正対応とさせていただきます。

それからたばこ税の値上がりにつきましては再来年ということでございますので、その時点での反映ということになると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 阿部委員。

○阿部 建委員 個人町民税についての説明がなされました。それで、現段階の予算措置の考え方につきましては大体了承するわけですけれども、今後の本町の税の推移と申しますか動向と申しますかね、それらを課長はどのように考えているのかですね。その辺をお願いしたい。

それから固定資産税、家屋の分では2億6,000万円税収で減るんだ、土地は1億2,000万円ということですが、浸水地についてはゼロという見方をしたのかという、その辺についての査定と申しますか、それは非常に難しいでしょうけれども、それらの浸水地すべてゼロにしたのか、あるいは課税なされたのか伺いたい。

このように、町税が減収することによって、すべて健康保険税、それらにも響くだろうと思いますが、この税の動向によって健康保険税などに響く内容について、もしおわかりになればわかっている範囲で説明をお願いしたいと思います。

それで、非常に税収のあらゆるものが減ってきて、今後大変だなど思っているわけですが、これらの税収、災害についてはそれなりの災害減収対策債、災害事業には災害交付金などがあるんでしょうけれども、これらについて不足分は結局年間の収入に対する支出、これらの不足分は災害減収対策債ですか、それらを見ているんだろうけれども、それらの不足になる分の内容について説明をお願いいたします。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 1点目の今後の町税収入の見込みをどのように考えているのかというようなお尋ねかと思いますが、昨日の総括でも町長が申し上げましたとおり、何年という数字はございませんが、相当厳しい状況が続くだろうと。税というのは、委員ご存じのとおり入ってくる根拠がないと賦課もできないということで、いずれ根拠というのが町民税であれば所得、固定資産税であれば課税客体である土地や建物の復活ということになるだろうかと思います。そういったものが見えるまでは、やはり平常時と比べて3割から4割、あるいは5割くら

いの低収というような状況が続くと思われます。

まず、いずれ政策担当あるいは復興事業担当と、これまでそういう自主財源の確保、それがなく行政運営ができないというような観点から折に触れて話しはしてまいりましたが、とにかく所得を上げるためには働く場所、収入を得なければならないということはまず第一に考えられると思います。それから、復興住宅というような要望の声も非常に多いわけですが、一方では自立再建による個人資産の形成というようなことも復活しなければ、固定資産税の税収には結びつかないという事情もありますので、こういった相反する部分をどう対応していくかということがポイントになるのではないかと思います。

それから、減収対策債の中身につきましては私の立場ではよく存じ上げないんですけれども、今税が減っている分につきましては国の財政措置をします、国が面倒を見ますという状況ですので、収支の帳尻は合っております。ただ、これが中期永続的に続くとは、私個人としては考えておりません。言葉は悪いんですけれども、国はあてにしない方がいいだろうということで、先ほど来入湯税での増収を図るべきだというようなご提言もございましたが、すべての税目において何か増収に結びつくような手だて、そういったものがないのかどうかを考えながら、行財政という部分の自立ということもはっきり考えていかなければいけないというふうに思っております。

それから、2点目の固定資産税の土地の査定ということでございますけれども、結論的にはゼロというようなことになるんですが、これはあくまで評価額がゼロということで、評価額がゼロというのはちょっと解釈上おかしいですが、評価をしないというふうにご理解いただきたいと思ひます。もともと税金をかけるつもりはないので、評価もしませんといったことでございます。

あと、国保などへの影響というようなことですが、本税の方でどのような影響を国保に及ぼすかということにつきましては、なかなかちょっとわかりかねるんですけれども、ただ一つ言えるのは事業所がなくなりまして今まで社会保険だった人が国保になだれ込んでくると。もともと国保というのは財源基盤の非常に弱い健康保険組合ですので、これを運営していけるかどうかという部分については、24年度本気になってちょっと考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

以上抽象的でしたが、そういった説明でご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今町民税務課長が、そういった減収分に係る国の対応についてご説

明をさせていただきましたが、私の方から若干補足させていただきますと、減収対策債については一般会計では発行できない、特別会計だけです。あと、それ以外の対応になるんですが、一つは税収が下がりますと基準財政収入額が減りますので、交付税がふえるという措置がされます。それから、それでもなおかつ減る分については、震災復興特別交付税で措置される、そういう国の支援というふうになってございます。

○委員長（鈴木春光君） いいですか。

星委員。

○星 喜美男委員 10ページから伺います。

災害援護資金貸付事業についてですが、これは先日の補正予算で大幅な減額補正が11億何がしなされたわけですが、実際これは住宅等の建設が始まって初めて借入れが必要になってくるのかなという感じがしまして、新年度24年度後半から25年度といった感じでふえていくものと思いますが、ただ余り知らない人がどうも多いのかなという感じがしまして、今後どういった周知を図っていくのかということと、税率は幾らくらいになっているのか。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、災害援護資金貸付事業というようなことをご説明させていただきますが、利子につきましては無利子でございます。無利子で貸し付けるというふうなことでござりますが、先ほどもちょっとお話し出しましたが、たしかこの前の補正のところで大幅減額をいたしました。最初の予定では被災から3カ月以内というようなことで、多分なだれ込んで皆さんお借りするのかなというようなことを想定してござりまして、そのときに1,000件分を取らせていただいたんです。実際にふたを開けてみましたら、6月だったのが3年間に延びたというようなこともござりまして、大幅に貸し付けが減っております。その関係で、今回も60件分というようなことで、それだけの措置をさせていただいたと。今のところ、皆さん多分様子を見ているのかなと、そういう状況になると思います。以上でございます。

○委員長（鈴木春光君） 星委員。

○星 喜美男委員 そうしますと、去年は30件と言いましたですかね。60件で、本格的に動き出すと間に合うのかなという感じがするんですが、これは希望があれば貸し付けをずっと行って、増額といいますかいけるということによろしいでしょうか。

○委員長（鈴木春光君） 課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 制度によるもちろん途中でその分、今の制度上でいきますと今

のところまだそのまま延長しているというようなそういう状況でございますので、随時受け付けをしているというようなことで、隣の庁舎でそのまま受け付けを続行している、そういう状況です。もちろんその際には、保証人をつけた場合とか限度額が変わってきますので、その辺については随時受け付けたいと思います。以上でございます。

○委員長（鈴木春光君） 星委員。

○星 喜美男委員 それで、今後の周知はもう行わないんですか。やはり、もう一度周知をしていった方がよろしいかと思うんですが。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） なお周知につきましても、広報等でもう一度改めて周知をしたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。千葉委員。

○千葉伸孝委員 今の星委員の質問に関して、もう少しお聞きしたいと思います。この制度は、すごい再建に当たってはいい制度なんですけれども、確かに活用されていないと。そういった中で、やっぱり周知にちょっと問題があるのかなと。あと、再建がこれから高台移転、住居建設というような形で行くんですけれども、今後それがあらわれてくるのか、それともその再建資金を使うのをもうあきらめて、例えば南三陸町に住まないとかそういった状況も、このお金を活用するということが少ないのにつながっているんじゃないかなと思うんですが。課長、どうですか、この辺。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） その辺は、ちょっと見方が非常に難しい部分があるんですが、実際にはこの災害援護資金で他市にうちを建てるというようなことで、貸し付けを受けている方もいらっしゃいます。ですから、それがすべての原因ではないのかなというふうには思いません。確かに周知の方法が、今までハンドブックですか、それから広報等でやったんですが、それだけでは足りないというふうなことは、確かにうちの方でも感じております。その辺も含めて、今後もう一度改めて周知をしたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。千葉委員。

○千葉伸孝委員 これから高台移転を地区とかで説明しますが、そういった制度関係も説明会とかそういったところでも、「こういった制度がありますよ」ということを行政としてはやっているんでしょうけれども、やっぱり周知できない部分でどうしても土地がどうなるのかとかどこに移るのか、その辺がやっぱりどうしてもメインになっていって、進まないことがこの制度

を活用できていないということにつながっていると思います。私も2人の人に紹介して、その1人は使いました。それでもこの数だということは、本当に少ないんだなということで、この結果を見て驚いています。

あと、この援護資金の活用の仕方はあくまでも自分の生活再建という用途でしか使えないと。生活再建には、商店ですと自分の仕事の方との兼ね合いが難しく、その辺の判断基準がなかなか難しいと、そういった状況の中で担当職員に強く言われたのは、生活資金の再生以外で使ったらば、そういった審査がありますよと。何かそういった厳しい部分があるように、私は思いました。それは、解釈次第で幾らでもできると思います。その辺は、行政の中でいろいろな用途に関して説明できるような形で、「こういった形で、事業にちょっとは絡んでもいいんじゃないか」とか、そういったアドバイスも必要かなと。国からの資金なので、なかなかその用途に関してはすごい厳しい部分があるので、その辺の国からの資金だから町でそういった生活資金ということで使うに当たって何か緩和策とか、そういった考えとかはないんですか。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） もともとこの制度は国の方の制度でございますので、非常にその辺あたりは難しい部分があると思います。なお、例えばそういう形で広範囲に使いたいというようなことがありましたら、中小企業振興資金の方、いわゆる産業振興課の方と連絡を取りながらそちらを紹介したりというようなことは可能でございますので、そういう対応にさせていただきたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 今の課長の説明、わかります。あと、やっぱり商工会とか振興課の方に行ってしまうことなんですが、それがなかなかできないから皆さん事業の再建に困っているということなんで、その辺を行政の職員の人たち、そして対象課ではその辺までちょっとこれから考えていかないと、商店の復活・復興はなかなか難しいと思います。その辺の制度、何かまた新しいのが出たらば、「こういったものが今度出ました」と、24年度に当たっていろいろな制度が何かまた出てくると県の職員の方が言っていました。それくらい、再建する方には丁寧な真摯な対応ができればしてほしいと思います。終わります。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） なければ、町税の質疑は終わりたいというふうに思います。

次に、2款地方譲与税から8款地方特例交付金まで。16ページから18ページまでの細部説明

を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、16ページの1項の地方揮発油譲与税、それから自動車重量譲与税、これらにつきましては過去3カ年の実績をもとに推計して計上してございます。

それから、3款の利子割交付金から7款の自動車取得税交付金まで、これらについては県の資産に基づいて計上してございます。

18ページ、8款の地方特例交付金でございますが、今年度から子ども手当廃止分、それから自動車取得税交付金の廃止分がいわゆる対象にならないということで、住宅借入金の特別控除分だけ対象ということで、大幅な減額というふうになってございます。

以上、2款から8款までの細部説明を終わらせていただきます。

○委員長（鈴木春光君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑に入ります。どうぞ。阿部委員。

○阿部 建委員 17ページの自動車取得税交付金200万円増ですね、これは自動車を取得する方が多くなるということなのか、その辺について内容について、本町の車両がとんでもない台数津波で破壊されているわけですけれども、果たして何台くらい合計で壊滅したものか、そして現段階で震災前と比較をいたしまして何台くらい回復といいますかになっているのか。その辺の内容についてご説明をお願いいたします。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 震災後自動車の購入がふえてきたということで、こういった交付金がふえるという、そういったことに基づいて推定計上してございます。いわゆる自動車の取得に対する課税、その分道路延長あるいは面積割によって県から交付されるものでございまして、当町の購入がふえるということではなくて、県全体でふえた分の額が道路の延長割で交付されると、こういった内容でございます。

それから被災車両でございますが、消防車両も含めまして57台被災してございます、町の公用車は。（「町全体」の声あり）町全体については、ちょっと……。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 町全体の自動車ということなんですけれども、町で確認しているのは軽自動車の台数のみでございまして、先ほど申し上げましたように3,045台被災をいたしまして、復活登録をしたのが2,800台でございまして。ただ、これは軽自動車が3,000台流出して、2,800台また軽自動車が登録ということではないと思います。今まで普通車に乗っていた方が、この際だから軽に切りかえるというような方がおりますので、軽と軽の組み合わせはそ

ここまで比率高くないのかなと思います。

それから普通自動車につきましては、県税の管轄でございますので、私の方ではちょっと資料を持ち合わせてございませんので、失礼いたします。

○委員長（鈴木春光君） 阿部委員。

○阿部 建委員 軽自動車についてはそうすると約2,000台、震災前よりも2,000台くらい少ないと。ただし、軽自動車に限らない、軽自動車を流出した人が軽自動車を買ったということでもないという説明であります。やはり町全体のどこを見ても、流出車の山であります。その中で、やはり県税だとしても町の指針を立てるためにも、普通車であっても一体どの程度本町の車両が流出したんだろうとか、その程度のそういうことは知っていてもいいんじゃないかと思えますよ。聞かなくていいんですか、そんなことは。関係ないから、県の関係だから。そういう考え方をしているのか、お伺いをしたいと思います。

それから町所有60台ですか、消防自動車も随分多く流出しました。それら消防車などの今後の対応、それはどうなっているんですか。その2点お願いします。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 普通自動車のそういった被災、あるいは新規登録の台数管理につきましては、今後軽も普通も同じ自動車というような観点から、町の方でも関与しながら管理してまいります。

○委員長（鈴木春光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、消防車の復旧の件に関しましてお答え申し上げます。

被災台数は16台でございますが、これは地区も分散してございます。それで消防団の再編も含めまして、この辺の復旧台数等の台数を確定しまして、随時復旧をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 公用車の関係でございますが、先ほど被災車両が消防車両含めて57台ということです。それで、いろいろ各種団体あるいはそういったロータリークラブ等から寄贈をいただいておりますが、現在93台寄贈をいただいております。したがって、現段階では被災前より公用車の方は多いというような、そういった状況でございます。

○委員長（鈴木春光君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） なければ、2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑を終わりたいと思います。

昼食のためのここで休憩を取りたいと思います。再開は1時10分といたしたいと思います。

午前11時55分 休憩

午後 1時06分 再開

○委員長（鈴木春光君） おそろいでありますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

9款地方交付税、18ページの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、9款地方交付税の細部説明をいたします。

今回38億6,000万円ふえまして、今年度76億9,500万円という試算をしております。その内訳でございますが、普通交付税で39億8,000万円、特別交付税で2億4,000万円、今般新しく制度が設けられました震災復興特別交付税が34億7,500万円です。

普通交付税でございますが、23年度当初36億4,000万円ございましたので、今回普通交付税で3億4,000万円ふえるということで試算をしております。基準財政収入額が少なくなった分、交付税がふえるというような形で、このふえる分についてはそういった税収等の減収分が大きな要因でございます。

特別交付税は、ほぼ同額を見込んでございます。

震災復興特別交付税でございますが、この事業は5省40事業の交付金の補助裏分、それから災害復旧事業の補助裏分、それから自治法派遣職員の人件費の負担分、この三つがほとんどでございます。これらに係る所要額が34億7,500万円といったことで計上させていただきました。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。

○委員長（鈴木春光君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、9款地方交付税の質疑に入ります。ありませんか。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 災害復旧特別交付税、これは34億7,500万円ということで、5省40事業の中にはどういう事業が入っているのかなと思いつつ、今聞いていました。高台移転についての土地の造成分なんかは、これに含まれておりますか。その辺ちょっとお聞きします。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 5省40事業でございますが、今回計上させていただいたのは防災集団移転促進事業、それからがけ地近接等危険住宅移転事業、都市防災総合推進事業、それから

埋蔵文化財発掘調査事業、以上の5件が5省40事業の今年度の当初で計画した分でございます。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 そうしますと、今いろいろ皆さんで募集のことでちょっと論議されているんですが、大体この事業費で町からの申請とかをしているものは、十分にこれでまかなえるということなんでしょうか。その辺お聞きいたします。

○委員長（鈴木春光君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今回の第1回目の申請分としては、ほぼ充足をされているということでございます。これから3月末申請、あと年度中も数回需用に応じての申請がございますので、まだまだこの額についても事業の進捗がなされる過程の中でふえていくものというふうに考えております。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 心配されるのは、十分にこの事業費が今後も配布できるのかなということなので、集団移転なんかは今から煮詰めていかなくちやない問題だと私は思うので、人数もそれこそ高台の造成部分についても今後ではないかなと思うんで、十分に収入が入るのかなというふうに考えております。

これは、期間があるんですか。その辺をもう一度お願いいたします。

○委員長（鈴木春光君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 復興交付金事業そのものの期限が5カ年間ということでございますので、先ほどご決定いただきました基金についても5カ年間で精算してしまうといった内容になってございます。ただ、復興の計画そのものは10カ年でございますので、国において今後どのような取り扱いになるか今のところは未確定でございますけれども、いずれ5年後に改めて制度の延長について恐らく検討はされるんだろうなというふうには考えてございます。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。阿部委員。

○阿部 建委員 5省40事業、これは前に資料3で示しているその内容だと思いますけれども、第1次復興交付金が満額本町では認められたわけでありまして。その中で、この34億7,500万円、これを第2次の補正、第2次の交付金も今月末にまた予定されているということを制度で言っているわけですがけれども、第2次でもまた予算要求といたしますか、そういうことの計画があるのか。計画があるとすれば、どのような内容によって申請をしようとするのか。この今回の震災復興特別交付税、これは今説明されたように今後5年間ということですが、単年度にこ

れが全額消化されるのか。また、これで継続になるのか見通しですね。震災復興特別交付税の本年の見通しなど、わかれば。あと主なる仕事、恐らく震災関係ならがれきとかそういうものが多いのかと思いますが、その辺おおよそでよろしいので説明をお願いします。

○委員長（鈴木春光君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） まず、復興交付金の第2回目の申請の期限が確かに今月末ということで、今事務作業の終盤ということで取りまとめ中でございますけれども、今回も一応五つの事業、5社40事業のうちの5件の事業を一応申請しようということで準備を進めています。当然先ほどご説明申し上げましたとおり、計画の熟度の部分がある程度まとまったものでないと復興庁に認めていただけないということもありまして、とりあえず5件をまた新たに追加申請しようという形をとってございます。その予算対応につきましては新年度の補正予算で、まとまり次第また改めてご準備いただくことにしてございます。

事業の内容の大きいのは、漁港施設機能強化事業、これは一種漁港が13港ございますけれども、地盤沈下した漁港施設用地のかさ上げ等の事業で今回お願いしようかというふうに思っています。それと、あと志津川地区の都市再生事業計画の案の作成事業ですね。都市再生区画整理事業に係る測量とか建物の調査、基本設計、そのような内容のものが事業の大半を占めてございます。大きな要因については以上でございます。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 震災復興特別交付税は、あくまでもその年度における事業によってその額が変わってまいります。例えば今回計上いたしましたのは、漁港復旧事業で約32億円の事業費に対して、国県補助金が21億円ほど補助されます。その補助裏分の約9億円が震災復興特別交付税ということで今回計上いたしましたが、当然漁港災害でも事業費が今後大きくなれば、震災復興特別交付税も多くなるということで、その年度における事業費の額によって特別交付税が変わってまいります。以上でございます。

○委員長（鈴木春光君） 阿部委員。

○阿部 建委員 そうすると、この特別交付税は34億7,500万円、それでも足りないんだというように、これは整備の予定がされている中での予算措置ということなんですけれども、そして第2次にもまた申請すると。今月末ですか。わかりました。終わります。

○委員長（鈴木春光君） 次に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） なければ、地方交付税の質疑を終わります。

次に、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料まで、18ページから21ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、18ページの下段でございますが、民生費負担金で2,100万円減額になってございますが、これについてはそのほとんどが保育料の減収分ということで、保育料が約半分しか計上してございませぬので、民生費負担金の減収分はそういった保育料の減収分ということでございます。

それから、19ページの下から2段目でございますが、総務費分担金で全額変更になってございますが、これは23年度携帯電話エリア整備事業というものを実施いたしました。今般それが本年度計画してございませぬので、この分担金につきましては全額減額ということでございます。

19ページの下段総務使用料、行政財産の目的外使用でございますけれども、大きな要因は昨年度は町営バスの乗車料金約290万円ほどございました。これは今年度実施をいたしませんので、この減額の主な要因でございますし、それから平成の森に広告料、フェンスに公告を掲載していましたが、これが約100万円ほどでございますけれども、こういった被災の状況によりまして昨年度減免をしました。広告料を取ってございませぬ。もちろん野球場も使われておりませぬので、そういうことで今年度もこれはとりあえず存置科目にしておりますけれども、改めて今年度あたりからまた平成の森野球場も使われる予定でございますので、申請を行う予定にしております。したがって、総務手数料の減額の要因は町民バスの料金と平成の森の広告料ということでございます。

それから20ページ、次のページでございますが土木使用料、これにつきましても前年度比3,300万円の減でございますが、これはほとんど町営住宅の使用料の減収分でございます。

それから21ページの衛生手数料、こちらの方も1,530万円でございますが、これはし尿処理の収集手数料、ごみ処理手数料の減収分ということで、前年度比1,530万円の減ということで見込み計上させていただきました。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。

○委員長（鈴木春光君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑に入ります。どうぞ。ありませんか。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 民生費の負担金のところで、ただいまの説明ですと保育料の減額で減少していると、そういうお話でしたが、これは今回はどういう内訳になりますか。保育料、それから保育園の保育料、広域入所保育料、それから放課後児童クラブ保育料、この辺の内訳が今年

度はどういうふうな内訳になっているのでしょうか、その辺お聞きします。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、説明いたします。

保育所保育料、保育園保育料につきましては、ご存じのとおり平成23年度はすべて無料というふうな形にさせていただきました。これは、宮城県内で本町だけというようなことでございますが、ほかの市町村につきましては被災の程度に応じて減免措置を講じたというようなことなんです。本町だけは無料というふうなことだったんですが、今回は基本的には平成22年度、23年度は料金を徴収していませんので、22年度の半分程度というふうなことで見込みました。というのは、所得税の割合に応じて階層があるんでございますが、その階層が今回皆さん職を失ったりというようなことで所得が減っているというようなことになりますので、そこで階層が相当数下がるだろうというようなことを想定いたしました。それで、大体22年度分の0.5、半分程度というふうなことの見込みをさせていただきました。

それから広域入所につきましては、広域入所というのは本町に住所を置いたまま他町にお預けをするというようなことでございますけれども、それが今のところ約25名ほどおります。多くは登米市なんです。それを若干戻ってくるだろうということで、途中でやめた方もいらっしゃると思いますので、戻ってきてうちの方にまた入っていただく方もいらっしゃると思いますので、20名というふうなことで想定をさせていただいております。

放課後児童クラブにつきましては、この前お話ししましたが通常の料金5,000円と、それから2人目が2,500円で、20名の2カ所分というようなことで想定をさせていただいております。ただ、実は予算編成の時点ではそういう形で、保育料を徴収するというふうなことで想定しておったんですが、2月27日に全国児童福祉主管課長会議の中で待機児童ゼロ先取りプロジェクトというような会議がございまして、その中で24年度についても保育料の減免の支援をしようという、そういう国の方のお話があったようです。正式な形ではまだ町に届いておりませんので、それにつきましては要項等が届いてから、またさらにちょっと被災の程度に応じて減免をするというような措置を、国で延長をしたいというような情報が届いておりますので、その場合にはその要項に基づいて減免の措置をしなければならないのかなという感じで、多分補正の対応になると思っておりますがその辺も考えていきたいと思っております。以上です。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 大変私も心配しております。今働き出しても子どもさん預かる場所もないのでは大変だと、全国的に保育所が少ないということで問題になっていますが、今課長の説明

ですと待機児童ゼロのプロジェクト、そういうことで今立ち上げていると。そうしますと見通しとしては、これは22年度の大体半額じゃないかということで見通しを立てているわけですが、大体要項が出てくるということは見通しが立っていると思うんですが、どの程度の児童の減免のところがあるのか。それから、先ほど言いました放課後児童クラブについては変わりなのか、それも対象になるのか、その辺ちょっとお聞かせ願います。

それから、あと広域入所保育所、これはそうしますと例えば登米市では変わりなく保育料を取っているのかなと私は思うんですが、その辺はどうですか。こちらの住所のある方は、やっぱり同じく減免になるのかどうか。その辺も含めてちょっとお願いします。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず保育料の関係でございますが、先ほどまだ正式な要項が示されておらないというようなことでございますので、その辺はちょっと難しいんですが、想定というようことになります。これは、先ほど言いましたように22年度の約半分くらいだろうというようなことの想定をしておるんですが、さらにそこに被災の程度に応じて減免が入るといふようなことでございますので、多分これから被災の程度というのが大体6割と考えると、それからまたさらに6割くらい減っちゃうのかなというような、そういう感じはしております。想定とすれば、これからさらに五、六割くらい減るのかなというような、そういう見込みでございます。

それから広域入所につきましては、本町は基本的に23年度におきましては全額無料でしたので、いわゆる本町から行って登米市で保育所に預けている方については無料というようなことになっておりました。今回登米市さんの予算措置にもよると思うんですが、多分被災されてそちらに行っている方がいらっしゃると思いますので、被災の減免の対象にはなるというようなことになると思いますので、被災の程度に応じた減免の措置を講ずるといふような、そういう形になると思います。以上でございます。

失礼いたしました。放課後児童クラブにつきましては、今のところ前回にも申し上げましたが5,000円、それから2人目が2,500円というようにことで、全部で20人を想定しております。今のところ申し込みがまだ中途なんです、歌津地区で5人くらいしかおりませんし、志津川は13人でしたかね、その程度です。ですから、今のところもう少し減るのかなというような状況でございます。料金につきましては通常の料金、それで半分につきましてはいわゆる食料費みたいな形でおやつ代が半分というようなことになりますので、通常の料金をいただくように考えております。以上です。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 そうしますと、被災程度によって大体6割の人が、また減免の対象になるんじゃないかというお話でしたよね。そうしますと、保育料は無料になるという考え方でいいんですか、その6割の方は大体。要項がまだ出てこないからわからないかもしれませんが、大体そういうふうになってくるのではないかなという話なので、6割の人が保育料無料になるのかなと、そういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。

それから、広域入所の場合は、これはあくまでもこちらに住所がある方になるわけですか。その辺もう一度確認したいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ちなみに23年度におきましては被災の程度に応じてというふうなことでしたので、全壊の場合は例えば全額、それから半壊の場合は半額というような減免の措置が取られていたようでございます。登米市とかほかのまわりの市町村においては。本町につきましては、被災の有無にかかわらず全額無料でしたので、今回は被災者というようなことの限定、それから今言いましたようにその被災の程度に応じて減免の額が違いますので、ちょっと正確な状況はつかみかねるような状況ですが、約6割くらいそういうような形で減るのかなというような、そういう内容でございます。

それから広域入所につきましては、あくまでやはり本町から住所を移さないでそちらに、他市、他町にお預けをする場合広域入所というようなことになりますので、住所を移した方については対象にはならないというようなことです。以上でございます。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） なければ、10款交通安全対策特別交付金から12款の使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、13款国庫支出金及び14款県支出金、21ページから27ページとなっております。細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、21ページ国庫負担金でございますが、民生費負担金で約7,000万円減額でございます。この主な要因は、子どものための手当負担金の減額が主な要因でございます。今年度から子ども手当から子どものための手当というふうに名称が変わります。対象数の減少により、減額になってございます。

それから22ページ、23ページでございますが、22ページの上段農林水産業施設災害復旧負担

金ということで、今般補助対象事業費で19億5,300万円見込んでございます。その66.7%が国庫負担金として歳入として入ってまいります。それから、公共土木施設災害復旧負担金、これにつきましては道路と河川合わせて5億9,000万円の事業費でございます。その66.7%が起債の国庫負担の額でございます。それから、公立学校施設災害復旧費4,000万円でございますけれども、今年度予定しておりますのは志津川小、入谷小、伊里前小、志津川中、歌津中の5校でございます。いずれも、補助率は3分の2でございます。

それから、国庫補助金の総務費管理補助金で地域公共交通維持改善事業補助金ということで、今回の震災によりまして臨時シャトルバスの運行につきましては、この間の補正でも計上いたしました。全額100%の補助金ということで、今年度当初でも計上させていただきました。

中段の衛生費国庫補助金、浄化槽交付金補助金でございますが、今年度50基を予定してございます。補助率は3分の1でございます。

それから23ページ中段でございますが、災害廃棄物処理事業補助金ということで152億円という事業費でございますが、この事業費は169億円、約170億円でございます。そのうち国庫補助金は152億円、県補助金は9億3,000万円、それから残りの8億5,000万円は震災復興特別交付税というふうな形で、全額そういった三つの国・県、震災復興特別交付税でこういった事業費の裏財源が交付されるところでございます。

それから消防費補助金9,146万6,000円ということで、今回防災行政無線の移動系等を予定してございますし、それから消防車庫等も予定してございます。いずれも補助率は3分の2でございます。

それから24ページ、25ページでございますが、24ページの災害救助費等負担金7,500万円ということで、説明欄に災害弔慰金と負担金という説明がございますが、災害弔慰金でございますが当初では生計維持者、これは500万円でございますけれども5名分、それからその他につきましては250万円の30人分ということで、35人分計上させていただいております。これは、補助率4分の3でございます。

それから、総務費補助金で2,900万円の減ということでございますが、約3,000万円ございましたけれども、23年度携帯電話の基地基地の整備事業を行いましたので、それが今般新年度はございませんので、その分がこの減額の主な要因でございます。

民生費補助金で1億9,200万円の増でございますが、その主な内容は25ページの上段でございます。介護基盤緊急整備臨時特例交付金事業9,000万円、それから地域支え合い体制づくり

助成事業補助金2億100万円ということですが、この介護基盤につきましては社会福祉協議会が事業主となりまして、沼田、それから入谷公民館、戸倉にできた仮設のデイサービス施設を設置する予定でございます。1カ所3,000万円の3カ所分でございます。それから地域支え合い事業でございますが、これは主に福祉仮設住宅の支援事業、あるいは被災者生活支援センターの事業ということで、7項目ほど事業がございますが、そういったものに対する県の補助金でございます。

それから、中段の保健衛生費補助金、浄化槽交付金事業補助金ということで、今年度50基を見込んでございます。それから、その保健衛生補助金の下段にみやぎ環境交付金ということで667万2,000円、これにつきましては県の環境交付金でございまして、公民館と小学校にLED化の照明を整備する助成でございます。実は23年度もあつたんですが、23年度震災でできなくなりましたので、23年分と24年分合わせて667万2,000円今回交付されるという予定でございます。

それから25ページの下から3行目、東日本大震災農業生産対策交付金2,500万円でございますが、被災した施設・機械の復旧に係る補助ということで、2分の1の補助率でございます。

それから、その下の被災農家経営再開支援事業補助金1億5,400万円でございますけれども、被災農地の保全活動への補助ということで、10アール当たり3万5,000円ということで、440ヘクタール分を見込んでございます。

ページめくっていただきまして、26ページでございます。中段に商工費補助金で18億7,900万円、そのうち今回新しく制度ができましたのは生涯現役全員参加世代継承型雇用創出事業ということで、15億6,200万円でございます。被災地域での安定的な雇用を生み出したいということで、高齢者から若者までのいろいろな創出事業がございます。今回八つの事業を見込んでございまして、雇用人数を604名ということで、この事業で604名の雇用を見込んでございます。なお、事業の詳細は議案参考資料の51ページ、52ページにそういった事業内容等を掲載してございます。

それから教育費補助金、小学校費補助金と中学校費補助金で、被災児童あるいは被災生徒就学支援事業費補助金ということで、合わせて1億5,100万円ほどになりますけれども、この被災児童の対象者数は275名、生徒数は202名、合わせて477人です。それで二つございまして、学用品等が小中合わせて3,700万円ほど、それ以外の1億1,400万円ほどはスクールバス等への補助金ということになります。

それから、災害廃棄物の県の補助でございますが、先ほど申し上げました災害廃棄物処理事

業の県補助金が9億2,800万円でございます。

それから、総務費依託金で1,200万円ほど減額になってございますが、県民税の取扱依託基金、あるいはまた県議選が今年度行われませんので、そういった選挙費の依託金の減が主要因でございます。

以上、国庫補助金、県補助金の説明を終わらせていただきます。

○委員長（鈴木春光君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、13款国庫支出金及び14款県支出金までの質疑に入ります。どうぞ。ありませんか。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 1点だけお聞きします。

21ページ、子どものための手当というところがありますね。国はいろいろ何か名称から変えようとして、今ごたごたやっていますけれども、非常に所得制限するというので随分やっています。この金額は、そうしますとまだ今国会通っていないんですが、その前の子どものための手当ということで考えてよろしいのでしょうか。そのときに、今新しくなった場合に子ども手当の支給のときに年少の扶養控除というのを廃止したと思うのですが、それから特定扶養控除ですか、こういうのを廃止したと思うのですが、これとのかかわり。この廃止したこと、そして子ども手当が減額されたことによってこの控除との差というか、その辺がどういうふうになるのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） まず制度の名称ということでございますが、子どものための手当ということで、ほぼこの形でいくと。名称は、そういうことのように。それから支給額につきましても、現在のオール1万3,000円から1万円と1万5,000円というふうに分かれるということで、このままいくのではないかということで、一応国庫の支出金につきましては1億6,600万円ほどの歳入を見込んでございます。

それから、2点目の扶養控除廃止に伴う負担増とそれから子ども手当の制度改正による支給額、これが変わることによってどのような影響になるのかと、その手取りがふえるのか減るのかというような家庭の負担の部分のお尋ねかと思うのですが、ご承知のとおり子どもの扶養している人数、それからその親の所得、それによっても大変組み合わせが多いものですから、一概には言えないんですけれども、説明の都合上ゼロ歳の子どもの例にとれば、今まで1万3,000円だったものが1万5,000円になりますので、子ども手当上は2万4,000円プラスになります。一方扶養控除が廃止になるということになりますと、住民税ですと33万円、まずこれが控除なくなりますので、33万円の単純に10%とすれば3万3,000円住民税がふえる。さらに、

その前段で所得税が引かかってまいります。所得税もゼロ歳のお子さんが扶養にならないということになりますと、所得税が38万円の税率が5%だと思imasので1万9,000円ということになりますと、税の方でふえるのが5万円くらいふえるのかなど。税で5万何ぼふえて子ども手当で2万4,000円なので、実質ゼロ歳の赤ちゃんをお持ちの方は2万5,000円くらいの負担増と、単純な計算で申しわけないんですけどもそういった形になるのかと思われまます。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 それが心配なんです。本当に、名目は民主党政権になったときに「子どもを社会全体で見る、育てる」と、そういうことを言いながら、所得を今度導入してきたということで、多分年間所得が900万円でしたかね、あとその人の子どもたちにも5,000円支給するみたいなことをちょっと私聞いているんですが、その辺の詳しいことはわかりますか。そういうせっかくいい制度だったのに、これが後退して行って、むしろ負担になると。そういう点で大変私も憂いているんですが、その辺は今もうはっきりしたんでしょうか。その辺の計算の方法、所得と人数と、それによっていろいろ違ってくるという課長の答弁でしたけれども、2万5,000円負担増になるところもあると、そういう試算をしているんですが、それは確かですか。その辺をちょっともう一度お願いします。

○委員長（鈴木春光君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） ただいまはゼロ歳の子どもさんを例にいたしましたので、小学生あるいは中学生、そして子どもが2人、3人、4人という家庭によっていろいろな組み合わせがありますので、一概に幾ら幾らというような計算はできかねます。必要であれば、担当の方にまいりまして詳細な資料はお渡しできるかと思imasますが。総じて言えるのは、控除が当然減っていますので、間違いなく子ども手当がふえても年間のトータルの家計負担はふえるだろうということは間違いなく言えると思imas。

それから、年収960万円ということで現在決まっております。960万円以上の方につきましては、最初の与党の考え方はこれだけあるのだからということだったんですけども、それでは余りだということで子ども1人について月5,000円を支給しようというような流れになってございます。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 町長、こういう税の不平等というかおかしいというか、せっかくいい方向に行っているのにむしろ負担増になると。この控除、この辺もきっと国が面倒見るといような形でやっていかないとだめだと私は思うので、町長、国の制度だとは思imasますが、ぜひこれは

声を上げていってほしいなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（鈴木春光君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 特に昨今各種制度、いろいろな変遷がございます。そういった中で、多分それを教授できる皆さんは非常に困惑しているという状況でございます。そういった意味におきましては、国としても方針等をしっかりとお示しをしたら、しっかりとそれを守っていくという姿勢が非常に必要なんだろうというふうに思っております。いずれそういったいろいろ問題がございますので、町村会含めていろいろ国の方にはお話をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（鈴木春光君） よろしゅうございますか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） なければ、13款国庫支出金及び14款県支出金の質疑を終わります。

次に、15款財産収入から20款町債まで、27ページから34ページまでの細部説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、27ページ下段でございますけれども財産貸付収入、これらについては土地及び建物につきまして震災で流出した分、あるいはまたそういった関係で430万円ほど減額をしております。

それから、28ページ、29ページでございます。29ページの不動産売払収入樹木売払収入でございますが、今回収入間伐で960万円ほど、それから分集林の売払で90万円ほどということで、合計1,050万円ほど素材生産売払収入ということで見込んでございます。

それから寄附金でございますが、29ページの一番下段でございますけれども、震災復興推進寄附金ということで今年度1億円を見込み、計上してございます。

それから30ページ、31ページでございますが、基金繰入金の30ページの最下段でございますけれども、減債基金繰入金で1億円見込んでございます。これは、平成19年度宮城県の共同ケヤキ債ということで発行させていただきました。内容は、南さんりく斎苑の整備事業の1億円でございますけれども、今年度満期を迎えるということで一括償還をする財源として、基金より1億円繰り入れしてございます。

それから、31ページ中段の繰越金でございますが、この間の補正後におきます歳計剰余金を見込みまして、3億円繰越金として見込み計上させていただきました。

それから32ページ、33ページでございますが、32ページの給食事業収入ということで1,800

万円ほど減額になってございます。これは、いわゆる給食費等の減額分が主な要因でございます。

それから、33ページの中段で応急仮設住宅共同施設維持管理補助金ということで5,260万円でございますが、これは県の基金事業として県から交付されるんですが、仮設住宅1棟当たり月2,000円、2,195棟ありますのでその12カ月分、5,268万円が交付されるといった内容でございます。

以上で、財産収入から町債までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（鈴木春光君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、15款財産収入から20款町債までの質疑に入ります。質疑に入りたいと思いますが、ありませんか。三浦委員。

○三浦清人委員 土地の貸しておる収入ですね、財産貸付収入ということで大分この震災の関係で減額になっておりますけれども、現在何カ所で幾らくらいの面積なのか。それから、無償貸付をしている箇所ですね、それが大体何カ所で幾らくらいの面積なのか。その無償貸付をしている箇所については、これは期間がある程度あると思うんですけれども、何年間ということで。その使用目的によって無償、有償が出てくるかと思うんですよね、利用目的といいますかね。その辺の区分というものを明確にといいいますか、どういうふうな決まりが明確にうたわれてあるのか。その辺のところをお聞きいたします。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 件数につきましては、各課にまたがりますので、できればあしたあたりまでに、そういった一覧表として提示をさせていただきたいと思います。

それから、普通財産の無償貸付でございますが、本来無償貸付はもともととはできませんので、議会の議決を得て行いますけれども、ただ公共的団体が公益目的に使用する場合には無償貸付するということでございますので、いわゆる公共団体・公益的団体以外については議会の議決を得なければ、無償貸付はできないといった内容でございます。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 その公益的という文言なんですけれどもね、公益的。いろいろな団体がありますよね、問題はそこで収入得て運営する団体とか、要するに料金とか商売関係しながらやる目的といいますか、その公益的という解釈ですね、どの辺までが公益的になるのかですね。そういうものの明確な、その「公益的」という文言が明確になっているのかどうかなんですけれども、その辺あたりを何でもかんでも、例えば「こういうもので使いたいから」って申請すれば、「これは公益的だ」という判断で「じゃあ、いいですよ」と簡単になるのかどうか。その

判断、その辺はどういうふうになっているかね。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） したがいまして、公共的団体といいますのはそういった社会福祉法人等とか、それからもちろん漁協さん、農協さん等も公共、公益的団体。公益目的に使用するというものでございますから、公益のための目的ということで、例えばそういう社会福祉法人でも老人ホーム等を運営すれば当然収入が入るわけでございますけれども、これらについても公益的事業ということで、無償で貸し付けてございます。

ですから、一般の会社あるいは個人等については、公益あるいは公共ではございませんので、そういった貸し付けの例はございません。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） なければ、15款財産収入から20款の町債までの質疑を終わります。

以上で、歳入に対する質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時15分とします。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 再開

○委員長（鈴木春光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次に歳出に対する細部説明及び質疑に入ります。

初めに、1款議会費35ページ、36ページの細部説明を求めます。議会局長。

○議会事務局長（佐藤広志君） それでは、歳出最初に、第1款議会費であります。

35ページをお開き願います。議会費につきましては、年間の議会に関する主要活動経費を見積もり計上させていただいております。

5節災害補償費201万8,000円につきましては、前佐藤 栄議長の遺族に支払われる平成24年度分の遺族年金額であります。また、比較で1,500万円ほど減額になっておりますが、これは議員共済費の負担金の掛け率改定により減額計上したものであります。以上であります。

○委員長（鈴木春光君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、1款議会費の質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） なければ、1款議会費の質疑を終わります。

次に2款総務費、36ページから55ページの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、36ページの一般管理費約5億9,000万円の増でございますけれども、この主な増は災害派遣職員の負担金等に係る、いわゆる応援職員の経費でございます。

37ページ中段に災害派遣手当7,200万円とございますが、派遣職員50名分の災害派遣手当ということで、月12万円の12カ月分を計上してございます。

それから38ページ、39ページでございますが、38ページの特別旅費1,500万円でございますけれども、これも派遣される職員の赴任旅費でございますして、30万円掛ける50名分を計上してございます。

それから、39ページ中段でございますが、職員宿舍借上料ということで3,000万円計上してございます。派遣職員の宿舍の借上料でございますして、月5万円の12カ月分の50名ということで計上させていただきました。

それから40ページ、災害貸借長期派遣職員負担金ということで4億5,000万円でございますけれども、お一人900万円の50名分ということで4億5,000万円計上させていただきました。ただいま申し上げました額につきましては、いずれも震災復興特別交付税で措置されるというような内容でございます。

○復興企画課長（三浦清隆君） 40ページ、2目の文書広報費でございます。11節の需用費は印刷製本費として、広報紙の印刷費を計上いたしております。毎月6,000部の発行を予定しております。18節の備品購入費は、取材機具購入費ということで、取材用のビデオカメラ、三脚等の購入を予定しております。

○総務課長（佐藤徳憲君） 42ページをお開きいただきたいんですが、財産管理費の使用料、敷地借上料でございますが144万6,000円、昨年度は486万7,000円でした。これは役場敷地料と総合支所の敷地借上料でございます。144万6,000円は、ほとんど歌津地区の総合支所分でございますが、この後地権者と協議をさせていただきますして、6メートルの約90メートルくらい道路を分筆できませんので、机上で計算をいたしまして、その分だけ新年度からお借りするということで、この敷地借上料は後で補正で30万円ほどに減額なる予定でございます。駅前から公民館の方へ、6メートル幅で借りることにしてございます。

それから、エアコンリース料ということで、現在借りているエアコンを新しい仮庁舎の方に移設しますので、その分のリース料840万円計上させていただきます。

それから18節に備品購入費、庁用機具費ということで収納庫の備品を予定してございます。

机を入れてみないとどの辺のスペースが確保できるかわかりませんので、机を入れた後にそういった収納庫等の備品を購入をさせていただきたいということでございます。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、44ページをお開き願いたいと思います。

交通安全対策費でございます。交通安全指導員等、年間の所要額を計上させていただいておるところでございます。

それから、防災対策費でございますけれども、防犯灯の助成等を初めまして、新設も含めましてこれもまた必要経費、年間の経費を計上させていただいておるところでございます。

危機管理対策費につきましては、所要の備蓄等に係る消耗品等の経費でございます。以上でございます。

○復興企画課長（三浦清隆君） 45ページから46ページにかけて、11目電子計算費でございます。これは主に住民記録や税情報などの基幹系業務に係る電算処理と、それと庁舎内の情報系のLAN、これを敷設しておりますので、この年間使用額を計上いたしております。震災によりまして、機器をすべて新しくしておる関係上、経費は前年度より増高しております。

続いて、46ページをお開きいただきます。12目のまちづくり推進費、これは平成24年度は8節報償費で計上しておりますけれども、ふるさと納税者に対する謝礼について復活をさせる考えでございます。これは、全国からのまちづくりの協力支援を呼びかける予定にしておりますので、その関係で報償費を改めて計上させていただきます。

また、19節の負担金補助及び交付金に「おらほのまちづくり支援事業補助」、これにつきましては再開する予定で今考えてございます。復興にかかわるまちづくりや被災者支援など、民間の元気なまちづくりに対して支援をする考えでございます。

○町民税務課長（阿部俊光君） 48ページ、49ページをお開きください。

徴税费2目の賦課徴収費でございますが、報酬として432万円、新年度嘱託職員を採用する予定で予算を計上してございます。以下の科目につきましては、徴税に必要な所要額を計上をさせていただきました。

50ページお開きください。戸籍住民台帳費でございますが、1節報酬、これも先ほどの税と同じように窓口業務に精通した報酬、嘱託員の費用でございます。以下は窓口業務に必要なシステムの関連所要額を計上したものでございます。終わります。

○選挙管理委員会書記長（佐藤徳憲君） 52ページ、53ページでございますが、選挙関係の費用でございます。ことしの農業委員会一般選挙は、任期満了が24年7月19日任期満了でございます。それから、宮城海区調整委員会の選挙の任期満了が24年8月7日、それらの選挙の費用を

計上してございます。

○復興企画課長（三浦清隆君） 54ページは、2款5項統計調査費でございます。本年度10月に指定統計を1件予定しておりますので、それに係る年間所要経費を2目の統計調査費に計上いたしております。

○監査委員事務局長（佐藤広志君） 次に、55ページ6項監査委員費であります。年間の監査委員に要する経費を見積もり計上させていただいております。以上であります。

○委員長（鈴木春光君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、2款総務費の質疑に入ります。及川委員。

○及川 均委員 2款総務費であります。39ページの一般管理費職員宿舍借上料3,000万円とございますね。この職員宿舍は、どこに応援の職員の宿舍ということになりますか。町内外、どの辺のところ、どのような施設をお借りになるのかお伺いします。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 民間のアパートが主でございます、レオパレスとかあるいはまた民間のアパートとか、町内外ございますので、そういったところを借りる予定でございます。あと、一部登米市さんの配慮によりまして雇用促進住宅、これは無料で借りておりますので、この額にはならないかと思うんですが、現在41名でございますので、予算編成時は50名を見込んでございますし、その中でも無償のところもございまして3,000万円にはならないかと思いますが、マックスでこういった額を計上させていただきました。以上です。

○委員長（鈴木春光君） 及川委員。

○及川 均委員 町内にもまだそういうこういうものがあるということですか、いわゆる借り上げる宿舍が。実は民間では宿舍がなく、なかなか作業員を町内に宿泊させることができない、あるいは町外から南三陸町に来て宿泊する施設がないということで、今民間の中でも宿泊施設をやるという動きもあるんですね。町内の需給状況というのはどういう状況なのかお示してください、役場当局の方はどういうふうに見ているのか。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 私の方も、いろいろ手を尽くしまして4月1日から借りたいということで、いろいろな不動産屋さん等の仲介をいただきながら確保して歩いたんですが、例えばいこいの海あらとの法人寮の今度新しく建てた職員寮、それが職員さん用に建てたんですけれども、何室か余るといものを優先的に借りることにしておりますし、そういったいろいろなもの10カ所くらい、アパートなりそういったものをいろいろ不動産屋さんを通じて手配をしてい

ただいて、とりあえず仮押さえをしてございます。確かに1月ころからそういう物色しましたので、町内ではなかなか厳しいのかなというふうな認識です。

○委員長（鈴木春光君） 及川委員。

○及川 均委員 仮設等に空き等はないのかとか、例えばボランティアさん等で来た方々なんかも短期間でいいから泊めていただけたところありませんかと、しょっちゅう言われますね。この辺あたり、仮設などは空いたらどのように今後利用していったらいいのか。自宅を修理して直った方々が、今順次出ていっていますよね。そういう方々が出てきて、これから空く一方なのかと思うんですが、そうした利用を町としてはどのように、こういった方面に使うことができないのかどうか、その辺のところお聞かせください。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 仮設住宅は、20戸前後今空きがございまして。それで、今いろいろこちらに問い合わせが来ているのは、南三陸の方に町外の仮設住宅に入っていた、あるいは民間賃貸住宅に入っていた方が、やはりこちらにいろいろ仮設の商店とかできましたし、いろいろな仕事がこちらでやれるようになってきた。それで、そういう方が南三陸の仮設住宅に戻ってきたいという、そういうところがございまして、これからそういった南三陸町にきちっと戻ってこれるような形で、仮設住宅については対策をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 総務ということですので、この施政方針にもうたわれてあります復興を支えるための人づくりということで、いろいろと今後の人づくりについても施政方針の中にはうたわれております。町長、人づくりいろいろあると思うんですけども、職員の人づくりといたしますか、教育といたしますか指導といたしますか、一般質問では病院の職員の教育指導ということもお話しをしましたけれども、この病院の職員だけじゃなく町の全般の職員の教育指導も大事なのではないかなというふうにいつも思っておりますし、また住民の方からもいろいろなお意見が出されております。

といたしますのは、やっぱり何といたしましてもあいさつですね、一番があいさつ。人と会ったら「おはようございます」「こんにちは」、簡単なことなんですよね。それすらもできかねている職員がいるというお話しをたびたびいたしますか、この震災が起きてなおさら住民の方々が、こちらに足を運ぶ回数といたしますかが多くなるわけですよね。それで、「常に役場に余り行ったことないんだけど、今度初めて行きました。いやあ……」という話を聞かされるし、言われるんですよ。でありますから、まず根本的な人間として、職員でなくてもやはり

地域の方と会ったらあいさつというのが一番の人としての基本といたしますか、大事なところじゃないかなということで、やはり再教育といたしますかその辺のところを徹底していただきたいなというふうに思います。

一つの例といたしますか、以前私は気仙沼に東陵高校というのがあるんですが、私立東陵高等学校、気仙沼ですね。いろいろな立場上しょっちゅう行ったり来たりしていたんです。車で敷地内に入って駐車場まで行くんですが、生徒は要するに先生以外の車が入る、あるいは歩いて行くと、全員が立ち止まっておじぎをするんですね、「こんにちは」と。学校の教育というのが、この敷地内に来た方々はすべてお客さんだと。皆さんのお客さんだ、学校のお客さんだと。お客さんに対しては、一礼をしろという指導なんですよ。でありますから、もう校長室に行くまでいっぱい生徒がいるので、こっちも頭下げたでない、それくらい徹底しているんですね。車で坂を上がっていても、皆さんちょっと見て先生でないということがわかったら、ピッととまってピッと、これなんですね。

そこまでしなくてもいいですから、この敷地内に入った方はすべてお客さんです。そのお客さんに対しては、「いらっしゃいませ」「ようこそいらっしゃいました」まで言わなくてもいいから「こんにちは」、それが住民の方々に対して気持ちよくさせるといたしますか、そういう敬意というか、そういった気持ちが大事じゃないかなと思いますので、その辺の指導を徹底していただきたいということでございます。

さて、二つ目であります。印刷費ということが随分出ておりますので、先般1番議員が一般質問の中でいろいろと質問があった中で、私も驚いたことがありました。それは、平成22年度の入札参加の資格申請に2者が申請したということで、その2者が認定といたしますか印刷業者として町が認めたということで、私は最初に佐藤印刷と千葉印刷だと思っていたんです。そうしたら、一つは南三陸新聞だというお話を聞いて驚きました。この南三陸新聞に、印刷機とかそういったものを設備しているのではないところに、なぜ認定したのかなんですね。果たして業者の資格審査にすると何かおかしいなということを感じたので、これいつか聞いてみなきゃならないかなと思っておったんですけれども、これはどういった基準で南三陸新聞を町の入札参加の資格を与えたのか、その辺のところをお話いただければと思います。

○委員長（鈴木春光君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目、お話しをさせていただきますが、ご指摘のとおりです。人間社会、あいさつというのがお互いコミュニティーをつくり上げるということで、別に役場職員のみならず社会一般常識として、あいさつをするというのは当たり前だというふうに思っ

います。いずれにしましても、その接遇の問題につきましては担当課長の方に指示をして、しっかり対応させていきたいというふうに思います。いずれそのあいさつのみならず、電話の応対等々も含めましてしっかりとやるように、指示をしたいというふうに思います。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 22年度でございますので、ちょっと厳密には覚えていないんですが、印刷物等の印刷参加願いについては、これとこれとこれ、基準を満たしていなければ認めませんよということはないんです。確かに南三陸新聞は印刷業務といいますか、ハードの部分は持っていなかったというのは当時理解してございます。いわゆる自社で企画しながら印刷できるという体制は整っていなかったようですけども、自社で企画をして印刷部分は外注するといったことで、印刷業務そのものは納品できるというようなたしか審査委員会の判断だったと思いますので、必ずしも機械設備まで持っていて、それでなければ登録できないということではなかったというふうに記憶してございます。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 あいさつという話をしたところ、電話の対応ということも言われたんで、それはちょっと言うのを忘れたものですから、そうなんです。電話の対応、言葉一つで皆さんもわかっていると思うんですが、言葉一つでピッと来るんですね。何か「殿様さ電話しているんだべか、役場さ電話しているんだべか」みたいな感覚を受ける町民の方々もいるようなので、その辺のところしっかりとやっていただきたいというふうに思います。あとは別なはなしに移りますけれども、それを徹底していただきたいと思います。

それからその印刷業務なんですが、改まった基準はないということですね。そうしますと、どなたでもいいということになりますね、どなたでも企画できれば。私はそうじゃないんじゃないかと思うんですね。結局、そうなりますと印刷部分ということは丸投げだということですね、よその印刷会社に。それでもいいということになれば、どなたでも申し込みといいますかができるということになるんですね、わかりました。間違いないですね、その辺は。後で、「いや、あんたは対象外です」なんていうことで、断ることはないでしょうね。それを聞いているんです、ここできちっとしないと。そこなんです。

普通、一般質問の内容を聞いていて、広報とホームページで通知したと、募集というか通知というか。話を聞いていたら、総務課長の話だとそういったホームページとか広報を見ないで、わからないで申請しなかったのが悪いというような、「悪い」という言葉は使わなかったんですけども、それは見ない方が悪かったみたいに受け取ったんですよ。そうじゃなくて私が

言いたいのは、例えば土木工事あるいは建設工事、いろいろありますね。閲覧期間というんですか、「こういう工事をやりますよ」というのがホームページ、要するに何百社来るかわからないわけですね、何百社。だからいちいち通知も出さなければ、やらないというのはわかるんですよ。しかしながら、我が町の印刷をやっている業者さんというのは何ぼもないわけですよ。そこの方々が万が一、忘れて申請しないかもしれない。そのときには、「何だい、毎年出しているのに今年まだ出ないんだけども、多分忘れていると思うけれども、どうなんですか」くらいお話しするのが行政のサービスじゃないかなと思うんですよね。

それで、「いやいや、出しません」というんでは、仕方ないんだ、これは。無理して出せというんじゃないから、申請出せというんでないの。ただ、たまたま忘れていて、何月何日までに提出しなくちゃならないという期間を忘れている方、あるいはこれ毎年じゃないんですよ、2年に一遍か3年に一遍なんでしょう、書きかえというのは。その時期というものも忘れているかもしれない。要するに、地元業者の育成という観点から、やはりそういった面で電話1本なり差し上げて、「毎回出しているんだけども、どうなんですか」という話くらいはしなきゃならないと思うんです、地元業者の育成という観点から。大事な仕事なんです、これは行政としては。

何か話を聞いていると、あなたのところで閲覧したのにホームページと広報で、それを見ないのが悪いみたいな感じを受け取ったんで、それはないだろうなという感じをいたしておりました。それでそのとき感じたのは、さてさてこれは千葉印刷だからお告げしなかったのかなと。逆の印刷屋さんだったら、多分電話したんでないかなと、そんな感じもしましたので、何といたしますか差別というか、そこには影響力とか何とかという話も出てくるんですが、影響力というのは目に見えるものじゃないですから、なかなか難しいんですよね。「影響力はあったか」「ありません」、当然のことですよ。「影響力ある」なんてことは、語れませんからね。形で見えるものでもないしね。

例えば随意契約、9割方随契やっていたんが。例えば、私が産業課長だったとしますよね。そうしたら、担当の係が「課長、この印刷物どこさ出したらいいべね」と語られたら、「課長、おめ何語ってんのや。あそこしかないべさ。あそこに頼め」と、こう語りますよ、私が課長だったら。「ええ、あそこすか」と言ったら、「何語ってんの。わかってっぺや」、こう語ります。

それから、例えば何か行事で物を買うとき、芋煮会とか何かするとき、例えば「課長、この魚どこから買うべね」と語られて、「何語っての。あそこの魚屋さんに決まってっぺな」

と。「だけっども、課長、あそこの魚屋高いんですがすと」「何語ってんの。高いたって、仕方ないべさ。あそこしかないべさ」とそう語っているということになるんです。これが影響力なんです、例えばの話ですけれどもね。なかなかその影響力というのは目に見えるものじゃないけれども、自然とそういうふうになってくるわけ。なぜか、やっぱり私だって産業課長だったら、そこに座っていたいですよ。給食センターの係りなんかかなりたくないですよ、私は産業課長の方がいいもの。ここにいたいもの。まあ、そういうことなんで、だれが見ても公平だな、いいことだなというような行政の仕方ということをやっていたきたい、そう思うんです。

ついでになんですが、実はいつの時期でしたか、町が発注した印刷業務の一覧表出していたいただきましたね、これ総務課長でしたね。それで、私どもはもらいました。それで、見ていました。それで、私ども議会のほかに、公開条例に基づいて申請して出した一覧表ありますね。私はその資料も手に入ったものですから、私たちがもらった資料と比べました。そしたら、数字に誤差があるんです。それは一体どういうことかなと思って、いつかは聞かなきゃならないと思ったんですけども。だから、私たちに出した資料が正しいのか、それからもう別な方に出した資料が正しいのか、だから、結局私信用できなくなったということです。数字が違いますから。全部一つ一つ何百個チェックしたんです、そちらが出したやつと。その辺、どのようにお考えですか。どちらが正しいんすか。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 最初に、入札の参加資格のそういうあり方のご質疑でございますけれども、私たちは公平に参加の機会を与えるということになれば、広報でお知らせをする、あるいはホームページで参加の機会をお知らせする、これが一番公平なやり方だと思っています。それは印刷物だけじゃなくて、物品の購入等もございますし、ご質問のように町内の方々へすべて電話でそういったお知らせをした方が……。ああ、そうじゃないですか。じゃあ、やめておきます。広報あるいはホームページでお知らせすることが、一番の公平だと思います。

それから、公開条例に基づいた資料は一覧表ではなくて、それぞれ1枚1枚の伝票を出してございます。それを情報請求をした方がそういうまとめたんですね。私の方の出した資料は、財政係の方で全部チェックをして、あのように表にまとめておりますので、私どもの出した資料が正しいというふうに思っております。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 課長私が言ったのは、「1件1件全部さ通知しろ」って言ったんじゃないの。忘れて出さない可能性のある方には、「忘れてるんじゃないですか」という電話一本やるの

が、行政サービスじゃないですかということをお話しているんです。大変ですよ、皆さんでいちいち最初から、それならホームページも広報も要らないんだから。私が言っているのは、そうじゃない。ただ、先ほども言ったように、建築、土木、何百来る、何人来るかわからないものについては仕方がないということ。ただ、町内にある印刷業者さんというのは数少ない、たった3社かそこらでしょうということ。だから、町内業者ですから、毎回出しているのに、なぜ出さないんだろうなということで、一応問い合わせの電話くらいはやった方がいいんじゃないかと、それが地元業者の育成ということにもつながるんじゃないかということをお話しているんです。そのところちょっと勘違いというか、違うんで、その辺なんですよ。公平、公正はわかります、その辺のことは。

それから、肝心の参加資格の認定といいますか、そうしますとこれは基準がないということになると大変な申請量になるんじゃないかなと思いますよ、ある程度印刷業務の工場というか会社を指名業者として認定する際には、やっぱり最低でも印刷機とかガリ版とか鉄筆とか、また昔のこと話しても、最近のことはよくわかりませんがね。最低でもそういうのをそろえているから、町が入札参加指定にしたよという、誰に聞かれてもそういう答弁ができるわけだ。何もないのに、ああ、あとは印刷部門はどこさか丸投げするというのをわかっていながら、指定にすることはいかがなものかという質問なのさ。その辺のかんがえかだ、これからやっぱり直してもらわないと、「町は一体何やっているんだ」ということになりますよ。これも影響力なのかなと言わざるを得なくなってくるわけです。

それから、その公開条例についての資料、今聞いて公開条例に基づいたところには伝票、全部パーっとやった。そして、私どもに出したのが一覧表のチェックをやった。どちらがどうかよくわからないんだけど。

それで例えば、例えばって今持っているんですが、見ながらいちいち語るの大変だけれども、私どもに出したのが少なかった。多かったら、「ああ、余計なものがあるのかな」と思うんだけど、少なかったんです、向こうに出したやつよりも。だから、ちょっと誤差があるなど。まあ、金額にして3万五千幾らだったかな。ただ、同じようなものを出して、差があるということはちょっとうまくないなと思ったのね。同じものじゃなくちゃならない。

それから、町の広報なんだけれども、何月だったか、4月分だか3月分がちょっと抜けていたなと思ったのもありますね。だから、もう一度大変申しわけないんだけど、私たちに出したものを再チェックしていただきたいなと思うんですね。本当にそうだったのかということ。どちらが正しいのかわかりませんがね。そういうことなんです。その辺、い

かがでしょうか。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 議会に出した資料については、担当の方でチェックをしながら出しておりますので、確実に正確だとは私も言い切れませんが、私は部下を信用していますので、議会に出したのは私どもの数字は正しい数字だというふうに認識をしております。なお、再チェックはさせていただきます。

印刷物、あるいは物品の納入、いろいろ種目がございますので、それらについても現行制度でいいのかどうか、その辺審査委員会等でちょっと検討させていただきたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。山内昇一委員。

○山内昇一委員 一つ、二つ、ちょっと今気づいたところをお願いしたいと思います。

46ページですね、この議会中継のシステムですか、この導入についてちょっと内容をお知らせいただきたいと思います。

もう一つは防犯灯なんですが、この防犯灯のことについて、特に今回震災がありました。そういった中で、今まで震災前あった数字から今回かなり減ったと思うんですが、その辺全体のところを大まかに、お願いできればと思います。

○委員長（鈴木春光君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 1点目の議会中継システムの導入の関係でございますけれども、この件につきましては以前山内委員から一般質問で質問を承った経緯もございましたけれども、震災前は議場に固定カメラ等が全部設置されておまして、それぞれ議員の皆さんの前にもマイクが設置されておまして、ライブ中継を行うとともに録画映像につきましてもインターネットを介して発信できるようなシステムでございます。ただいま新しい庁舎をつくっておりますので、その議場となるべく会議室に、ただ固定ではできませんので移動式で可能なようなシステムの構築ということで、機器の導入もさることながらそのシステムの構築が大変難しい内容でございますので、その辺もあわせて新年度になりましてから発注をしたいなというふうに考えてございます。途中整備いたしまして、試験運用をしながらとなりますので、おおむね9月のできれば定例会に合わせた形で作動できればいいのかなというふうには考えてございます。

○委員長（鈴木春光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、防犯灯の設置についてご回答申し上げたいと思います。

以前、防犯灯につきましては電柱設置型、あるいは単独のポール・支柱型というふうなことで設置されてあったようになってございました。今回の震災によりまして、電柱がほとんどないような状況になりまして、市街地におきましては全然灯がないというふうな状況でございます。ソーラー式の発電機能を持った防犯灯も設置してございますけれども、大分電柱が立ち並んでおるところでございます。大和ハウスさんのご提供によりまして、400基ほどLEDの照明の寄贈を受けております。今回科目は2項目にわたりますけれども、150万円くらいの設置費用を計上させていただいております。大体1基1万2,000円くらいの設置費用で、寄贈されたものを今回つけようというふうなことで、警察署の方で防犯サポーターとか必要な箇所のリストアップもしてございますので、その辺の現地確認も当課と警察署の方で行っておりますので、要望にこたえるような形の中で防犯灯の設置をさせていただきたいというふうなことで考えてございます。

○委員長（鈴木春光君） 山内委員。

○山内昇一委員 さっそく新庁舎といいますか、仮庁舎の方に設置するというので、素早い行動だと思って喜んでいるところでございます。ただ、我々もただいまこうやってマイクを持っていますが、やっぱり今回もマイクを持つんですかね。まあ、それはいいんですけども、そういったことで議会中継がされるということはいいので、よかったなと思います。

それで、次に防犯灯なんですが、防犯灯はLEDで1万2,000円ですか、かなり高価なやつを設置してもらうということなんですが、ただいま被災された集落でかなり夜間に暗く、かなり町民の方も一つでも二つでも灯があればというような声もあります。そういった中で、従来からあった古い……、古いといいますか、LEDに対しては古いんでしょうけれども、蛍光灯型のやつもあるわけなんで、そういったことの設置でもいいですから、そういう被災地に対してできるだけ多くつけてもらえばいいのかなと思います。

これからのまちづくりで、ただいま町の方から要望とか、地域からの要望の声というのは、どれくらいあるかまだ把握してもらっていないんですかね。私の入谷地区の方はそういった声はないんですが、被災地に行くと「いつまでつけないんだべね」というような感じで、お話しがあるわけです。そういった中で、係の方に私も電話したんですが、そういった中では「業者をお願いしていますから」といった声でした。ところが、その業者の方がまた「今、別の方をやっているんで、なかなか手が回らない。やりますから」と言いながらも、かなり日数がたっていると、行くとび言われるような形もあったものですから、この際今ちょっとお聞きしたわけなんです。

○委員長（鈴木春光君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 現在は、マイクを委員の皆様も執行部側もこのような形で取り回してやっておりますけれども、基本的には固定のマイクを据えつけてまして、ご不便のないような形で議会のシステムを運用したいなというふうに考えております。

○委員長（鈴木春光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、防犯灯の設置に関しましてお答え申し上げたいと思います。

業者の方、本当に仕事がいっぱいございまして、手が回らないというような状況はご存じのことだと思います。なお、東北電力直に寄附をいただきまして、施工業者のユアテックさんが直に施工するというふうなことの内容でいただいた件に関しましてもまだ施工していないというふうな、そういう状況でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○委員長（鈴木春光君） 総務費の質疑、まだありますか。

それでは、お諮りをいたしたいと思います。

本日は議事の関係上これにて閉会することとし、明15日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて閉会することとし、明15日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって閉会といたします。

ご苦勞さんでした。

午後 3時02分 閉会

この会議録は、事務局長佐藤広志が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

委 員 長